

平成 29 年度（2017 年度）

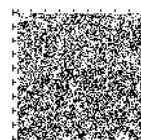
世田谷区

第二次男女共同参画プラン

取組み状況報告書

平成 31 年（2019 年）3 月

世田谷区



目次

取組み状況報告書の見かた	2
計画の体系	4
基本目標 あらゆる分野における女性活躍推進	6
課題1 固定的な性別役割分担意識の解消	8
課題2 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進	13
課題3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援	17
基本目標 ワーク・ライフ・バランスの着実な推進	23
課題4 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	24
課題5 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実	27
課題6 防災・地域活動等への参画促進	41
基本目標 女性に対する暴力の根絶	49
課題7 配偶者等からの暴力(DV)の防止	51
課題8 DV被害者支援の充実	54
課題9 暴力を容認しない意識づくり	61
基本目標 すべての人が尊厳を持って生きることができる社会の構築	65
課題10 性差に応じたところと身体健康支援	67
課題11 ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり	78
課題12 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援	83
推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策	87
方策1 男女共同参画センター“らぶらす”の機能の強化	88
方策2 区職員の男女共同参画推進	93
方策3 推進体制の整備・強化	97

【取組み状況報告書の見かた】

基本目標 あらゆる分野における女性活躍推進

「男女共同参画社会基本法」では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を形成すること」を目標としています。

また、「世田谷区基本計画」で掲げる「多様性の尊重」とは、一人ひとりが自分らしく生き、すべての人が尊重される社会の実現を目指すこと。多様な課題への理解を深め、あらゆる人権侵害の根絶を目指す。

「平成 29 年度(2017 年度)第二次男女共同参画プラン」

において設定した数値目標です。

視点から、すべての女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を形成することを目指します。

可能な限り、直近の実績数値を反映してあります。

【数値目標】

	指標	プラン策定時実績	直近の実績	目標 (平成 38 年度) (2026 年度)
1	区の審議会等の女性の占める割合	平成 28 年度 (2016 年度) 30.9%	平成 30 年度 (2018 年度) 32.3%	35%以上
2	庁内の管理監督的立場の女性の占める割合	平成 28 年度 (2016 年度) 34.2%	平成 29 年度 (2017 年度) 34.4%	37%
3	固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと考える人の割合	平成 26 年度 (2014 年度) 73.3%	平成 30 年度 (2018 年度) 76.0%	85%

【平成 29 年度(2017 年度)の主な取組みと評価】

・あらゆる分野における女性活躍推進とその前提となる性別役割分担意識の解消に向け、男女共同参画の推進に資する情報提供・啓発活動を行い、教育現場、家庭や地域、職場などあらゆる分野における女性活躍推進に努めた。具体的には、情報紙や HP、SNS などさまざまな媒体を活用しての男女共同参画に関する啓発、教育分野や職場における研修や講座を通じての男性の理解促進、女性の活躍推進に資する事業を実施した。

その結果、世田谷区の審議会(全 3 件)に占める女性の割合は、平成 28 年度(2016 年度)の 30.9%から平成 30 年度(2018 年度)には 32.3%と向上したが、女性委員が 0 人の審議会も 3 件あり、引き続き女性委員の登用に向けた取組みが必要である。

数値目標達成に向けて、また基本目標における個別事業において実施した主な取組み、及びそれらの取組みについての評価を記載しています。

課題2 女性の活躍推進と政策・方針決定

課題の施策ごとの主な「取組み内容
(事業名)」と実績です。

施策 事業者に向けた女性の活躍推進のための

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28(2016)	H29(2017)	
1	「区内企業の『男女共同参画に関する意識・実態調査』の定期的実施と結果公表 【再掲(課題1施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
2	男女共同参画先進事業者の表彰 (人権・男女共同参画担当課)	・パンフレット、区報、区ホームページ、情報紙らぶらすにて広く紹介 ・男女共同参画先進事業者を広く募集するために、募集要件の従業員数の下限を撤廃	・3団体表彰 ・パンフレット：3,000部発行	・2団体表彰 ・パンフレット：3,000部発行	年1回表彰
3	情報紙「らぶらす」の発行 【再掲(課題1施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
4	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供 【再掲(課題1施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
5	企業や地域経済団体等との連携・協働によるワーク・ライフ・バランス等関連事業「ワーク・ライフ・バランスな1週間」の実施 (人権・男女共同参画担当課)	仕事と生活の調和について考えるきっかけとなるよう、区・関係機関が連携して実施	2,969人参加 (うち起業ミニメッセ2,912人)	73人参加	

再掲項目は網掛とし、
内容等は空欄としています。

施策の実績に対する評価を
記載しています。

評価

男女共同参画先進事業者表彰について、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍を推進することができた。また、募集要件の従業員数の下限を撤廃したことで、男女共同参画先進事業者を広く募集することができた。

「ワーク・ライフ・バランスな1週間」については、起業ミニメッセの開催日が事業実施期間外に変更となったため、参加者数は前年度を大きく下回ったが、各事業は昨年同様、効果的に実施することができた。

今後の予定

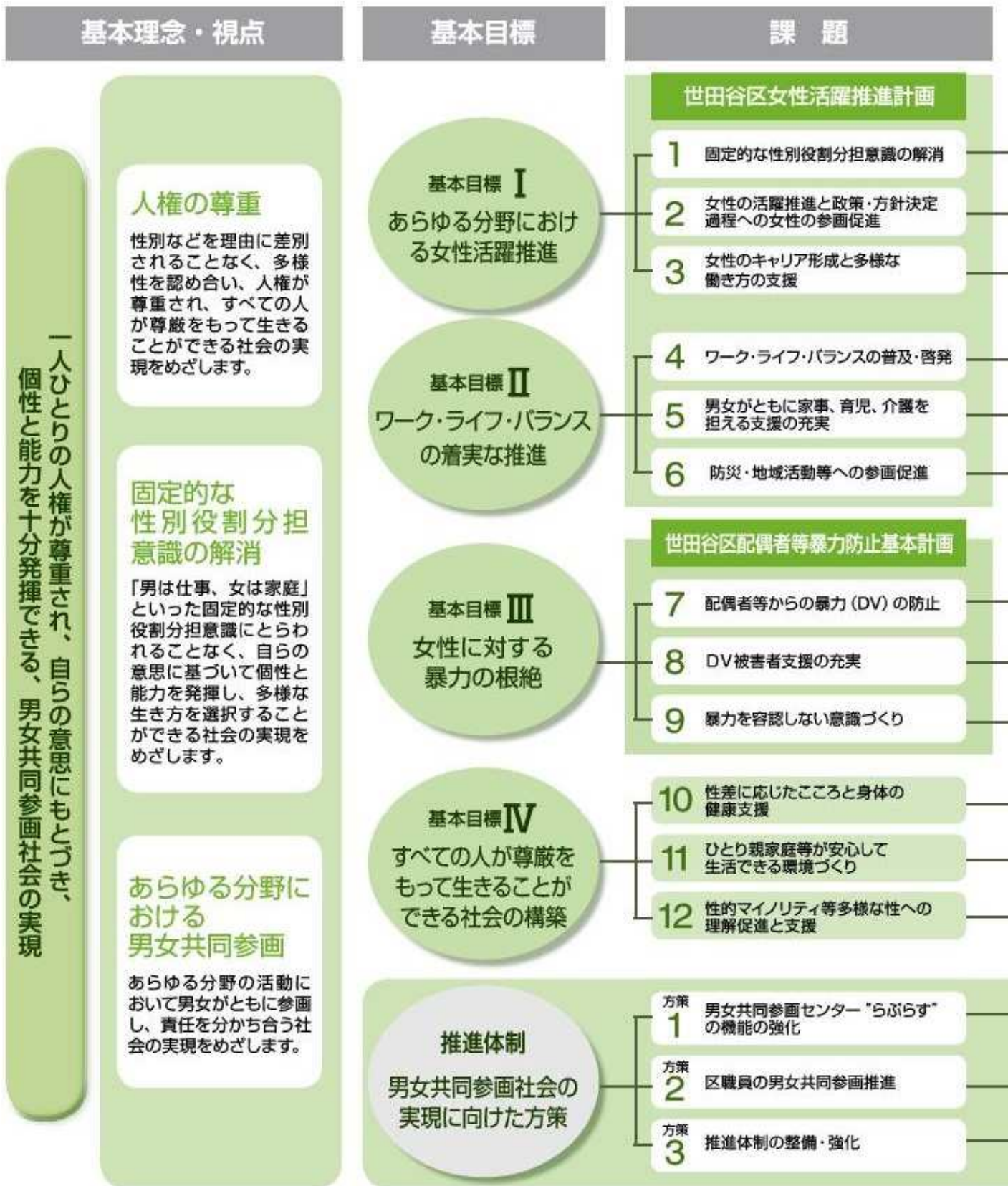
男女共同参画先進事業者表彰について、受賞対象の取組み例を見直し、仕事と子育てや介護などの家庭生活との両立支援や女性の能力活用などに積極的に取り組む事業者を顕彰することで、引き続き区内事業者の男女共同参画意識の向上を図っていく。

継続して、男女共同参画センターでのギャラリートークを開催し、関係機関と連携して資料を積極的に収集し、広く区民へ普及啓発を行う。

「ワーク・ライフ・バランスな1週間」について、関係機関と連携して事業展開を検討する。

施策に対する今後の予定を
記載しています。

計画の体系



施策

①情報提供・啓発活動の充実 ②男女共同参画に関する男性の理解の促進 ③教育分野における啓発
④家庭や地域における男女平等教育・学習の充実 ⑤職場における男女平等意識の向上
⑥意識調査による実態の把握と啓発

①事業者に向けた女性の活躍推進のための意識啓発 ②審議会等の女性登用率の向上 ③事業者への支援
④職場におけるセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等の防止

①女性の就労・再就職支援 ②女性のキャリア形成、キャリア教育の推進 ③多様な働き方の支援
④女性が少ない分野への女性の参画支援

①ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及 ②事業者への働きかけと支援 ③男女の育児・介護休業の取得促進
④区内企業の「男女共同参画に関する意識・実態調査」等による実態の把握と啓発

①保育等の拡充 ②育児に関するサービスの充実 ③子育て世代への支援と地域交流 ④介護者への支援
⑤男性の家事・育児・介護等への参画促進

①防災・災害復興の分野への女性の参画促進 ②地域活動への参画支援
③地域活動における女性リーダーの育成支援 ④男性の地域活動への参画支援 ⑤高齢者の社会参画の促進

①暴力の未然防止と早期発見 ②相談体制の充実 ③被害者の安全確保と体制整備

①被害者支援の充実 ②被害者の中長期的支援（生活再建の支援） ③被害者の子どもへの支援
④支援体制の充実と関係機関との連携強化 ⑤高齢者、障害者の被害者への支援
⑥男性、性的マイノリティの被害者への支援

①人権尊重と暴力防止の意識づくり ②学校における人権教育の推進
③性暴力・ストーカー行為等暴力防止の意識づくり ④セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等暴力の防止

①疾病予防、健康づくりの推進 ②こころの健康対策 ③母子の健康支援 ④年代に応じた性教育の普及

①ひとり親家庭への相談・情報提供の充実 ②ひとり親家庭の親への就労支援 ③ひとり親家庭への生活支援
④ひとり親家庭の子どもへの支援

①就労・災害時等における性的マイノリティへの支援 ②性的マイノリティへの理解の促進
③同性パートナーシップに関する取組み ④性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの整備
⑤区職員・教育分野等における理解促進

①男女共同参画社会づくりのための「男女共同参画センター」の機能拡充
②区関係所管、関係機関、民間支援組織、NPO、学校、企業、地域活動団体等との連携
③区民の主体的な活動拠点としての充実

①区職員・教職員の男女平等意識の向上 ②庁内の管理監督的立場への女性の登用
③区職員の仕事と生活の両立支援

①国や都との連携強化 ②男女共同参画に関わるNPOの育成 ③NPO等との連携・協働の推進
④フォローアップ体制整備の検討

基本目標 あらゆる分野における女性活躍推進

「男女共同参画社会基本法」では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を形成すること」を目標としています。

また、「世田谷区基本計画」で掲げる「多様性の尊重」とは、一人ひとりが自分らしく生き、すべての人が尊重される社会の実現に向け、多様性を認め合うとともに、人権課題への理解を深め、あらゆる人権侵害の根絶に向けた取組みです。

すべての人が尊重される男女共同参画社会の実現のために、男女共同参画の視点から、すべての女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野で活躍し、個性と能力を十分に発揮することができる環境づくりを進めます。

【数値目標】

	指標	プラン策定時 実績	直近の実績	目標 (平成 38 年度) (2026 年度)
1	区の審議会等の女性の 占める割合	平成 28 年度 (2016 年度) 30.9%	平成 30 年度 (2018 年度) 32.3%	35%以上
2	庁内の管理監督的立場の 女性の占める割合	平成 28 年度 (2016 年度) 34.2%	平成 29 年度 (2017 年度) 34.4%	37%
3	固定的な性別役割分担 意識の解消が必要だと 考える人の割合	平成 26 年度 (2014 年度) 73.3%	平成 30 年度 (2018 年度) 76.0%	85%

【平成 29 年度(2017 年度)の主な取組みと評価】

・あらゆる分野における女性活躍推進とその前提となる性別役割分担意識の解消に向け、男女共同参画の推進に資する情報提供・啓発活動を行い、教育現場、家庭や地域、職場などあらゆる分野における女性活躍推進に努めた。具体的には、情報誌やHP、SNSなどさまざまな媒体を活用しての男女共同参画に関する啓発、教育分野や職場における研修や講座を通じての男性の理解促進、女性の活躍推進に資する事業を実施した。

その結果、世田谷区の審議会（全 39 件）に占める女性の割合は、平成 28 年度（2016 年度）の 30.9% から平成 30 年度（2018 年度）には 32.3% と上昇した。しかし、女性委員が 0 人の審議会も 3 件あり、引き続き女性委員の登用に向けた取組みが必要である。

・区における平成 29 年度(2017 年度)の女性の管理監督職の割合は 34.4%(部長級 23.3%、課長級 21.4%、係長級 36.8%)である。世田谷区職員全体（5,514 人*平成 29 年（2017 年）4 月 1 日時点、以下同）に占める女性(2,849 人)の割合は 51.6%であり、女性の管理監督職育成に向けていっそうの努力を重ねる必要がある。

区内企業の女性管理職の割合(平成 27 年度(2015 年度))は 21.4%（「区内企業の「男女共同参画に関する意識・実態調査」）にとどまっており、事業者に向けた女性活躍推進のための支援がさらに必要と思われる。

・「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担について、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」という、この意識の解消が必要だと考える人の割合は、平成 26 年度(2014 年度)に 73.3%(男女共同参画に関する区民意識・実態調査)であったところ、平成 30 年度(2018 年度)は 76.0%(男性では 72.8%、女性では 78.7%)(区民意識調査 2018)と増加している。今後も、女性の活躍を推進していくために、学校、家庭、職場などあらゆる分野において男女共同参画への理解の促進が不可欠である。

課題 1 固定的な性別役割分担意識の解消

施策 情報提供・啓発活動の充実

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28(2016)	H29(2017)	
1	イラストや写真等の選定への配慮 (人権・男女共同参画担当課)	第二次男女共同参画プランの施策とすることにより、各所管への意識付けを行った。			
2	「情報紙らぶらす」の発行 (人権・男女共同参画担当課)	・性的マイノリティに関する普及啓発 ・男女の多様な働き方	各 4,200 部	各 4,200 部	年 2 回
3	“らぶらす”情報紙、HP 等による情報発信 (人権・男女共同参画担当課)	・男女共同参画センター情報紙「らぶらすぶらす」 ・「ライブラリーニュース」の発行 ・男女共同参画センターホームページ ・twitter ・facebook ・メルマガ	各 2,500 部	各 2,500 部	年 4 回 男女共同参画センター事業
4	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供 (人権・男女共同参画担当課)	男女共同参画センターでのギャラリー展示(セクシュアル・マイノリティ写真展、DV防止パープルリボンツリー展示、国際女性デーポスター展等男女共同参画に関する様々な課題について)	・年 5 回 ・図書資料の収集：随時	・年 6 回 ・図書資料の収集：随時	928 冊新たに図書資料を収集 (平成 29 年度(2017 年度)末蔵書数 20,700 冊) 男女共同参画センター事業

評価

男女共同参画を推進している著名人へのインタビュー等を掲載することで関心を高め、広く男女共同参画に関する情報提供をすることができた。

平成 29 年度(2017 年度)より新たにメルマガを開始するなど、様々な広報ツールを活用し、広く情報発信することができた。

男女共同参画に関する様々な課題に対する展示を通して、視覚的に分かりやすく男女共同参画の理解促進を図ることができた。

今後の予定

「情報紙らぶらす」において、世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例や男女共同参画センターの活動について、読者に広く周知できるよう効果的な記事を掲載する。

男女共同参画センター情報紙「らぶらすぶらす」を年 4 回発行する。引き続き、らぶらすの HP や SNS 等を積極的に活用して、情報発信に取り組む。

平成 30 年度（2018 年度）も男女共同参画センターにてギャラリー展示を行う。また男女共同参画関連図書資料を積極的に収集し、広く区民へ普及啓発を行う。

施策 男女共同参画に関する男性の理解の促進

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28(2016)	H29(2017)	
1	さまざまな情報媒体による情報発信 (人権・男女共同参画担当課)	男性向けイベントについて、区広報やHPにより周知等を行った。			
2	男性のためのワーク・ライフ・バランス推進講座の開催 (人権・男女共同参画担当課)	<p>パパ・バギーの日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベビーダンス ・パパトーク <p>シネマサロン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ダブルシフト～パパの子育て奮闘記」「Mr.ホームズ」「ローラーガールズ・ダイアリー」等を上映 	<ul style="list-style-type: none"> ・年 3 回 ・延 121 人参加 <ul style="list-style-type: none"> ・年 1 回 ・49 人参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・年 3 回 ・延 132 人参加 <ul style="list-style-type: none"> ・年 3 回 ・45 人参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・延べ 132 人参加 男女共同参画センター事業 <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画センター事業

評価

男性向けイベントの周知により、男女共同参画に関する男性の理解の促進に寄与した。

固定的な性別役割分担意識の解消を図るため、父親に対する主体的な育児参画促進と母親に対する育児負担からの解放に向けた取組みを実施した。

今後の予定

「情報紙らぶらす」など紙媒体に加え、ホームページやSNSを通じ、男性に向けて男女共同参画の理解促進に資する情報発信を行うほか、男性向けイベントの企画を行う。

継続して、男女共同参画センターにて、ワーク・ライフ・バランス推進講座（パパ・バギーの日、シネマサロン等）を実施する。

施策 教育分野における啓発

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28(2016)	H29(2017)	
1	区内中学・高校等との連携・協働による学校出前事業の拡充 (人権・男女共同参画担当課)	<ul style="list-style-type: none"> ・性的マイノリティ理解 ・デートDV ・男女共同参画 ・アサーティブコミュニケーション 	延 2,133 人	延 1,957 人	年 12 校 男女共同参画センター事業
2	男女平等教育等の人権教育の推進 (教育指導課)	各教科等年間指導計画において計画的に実施			

3	区立学校教職員を対象とした人権教育推進にかかわる研修の実施 (教育指導課)	性の役割や性同一性障害者、性的指向等の内容について、基礎的な理解だけでなく、学校現場における具体的な対応や、児童・生徒への理解について、教員研修で啓発			
---	--	---	--	--	--

評価

区内中学・高等学校と連携して、学校出前講座を実施し、人権尊重及び男女共同参画の理解を深めることができた。

それぞれの性役割の解消について理解を深めることができた。

研修参加者の感想より、理解の深まりと各学校での対応の見直し等を図ることができた。

今後の予定

平成30年度(2018年度)は、学校出前事業を年12校実施する。

引き続き各教科等年間指導計画において、計画的に実施する。

引き続き同様の教員研修を実施する。特に、夏季研修において、小学校の実践事例を紹介していただくなど、より具体的な取組みをイメージできるようにしていく予定である。

施策 家庭や地域における男女平等教育・学習の充実

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28(2016)	H29(2017)	
1	男性のためのワーク・ライフ・バランス推進事業講座の開催 【再掲(課題1施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
2	NPO・グループ・団体等との連携・協働による男女共同参画講座等事業の充実 (人権・男女共同参画担当課)	・区民企画協働事業 ・男女共同参画センターにて、「世田谷子育てメッセ」や、信用金庫主催の「ビジネスマッチング交流会」「ビジネス交流会」に参加	・年4団体 ・延186人参加	・年4団体 ・延167人参加	男女共同参画センター事業
3	家庭教育学級 (生涯学習・地域学校連携課)	・全区立幼・小・中学校に委託した家庭教育学級の実施 ・「区内大学短期大学公開講座情報」誌の発行	・299回 ・18,930人	・292回 ・19,282人 ・各1,300部	・年2回
4	世田谷区リカレント学習連携講座 (生涯学習・地域学校連携課)	・上期、下期に区内大学が実施する公開講座の中から指定	7大学・8講座を指定	5大学・8講座を指定	区のお知らせに掲載

5	せたがやeカレッジ (生涯学習・地域学校連携課)	・区教育委員会と区内5大学(国士館、駒澤、昭和女子、東京都市、東京農業)が連携してeラーニングサービスを運営	9コンテンツ 公開	9コンテンツ 公開	・9月に公開講座実施、来場368名 ・登録不要、無料で利用可
6	講座に関する情報提供の充実 (生涯学習・地域学校連携課)	平成30年(2018年)3月、9月に「区内大学短期大学公開講座情報誌」を発行	1,300部	1,300部	

評価

NPO・グループ・団体等と連携することにより、地域に密着した課題解決、男女共同参画に関する意識啓発の推進を広く図ることができた。

家庭教育学級(子どもの教育に関わる、家庭、学校、地域社会における様々な問題について、保護者としての関わり方や解決方法などについて、話し合い、学びあう場)を区立幼・小・中学校、全校(園)で実施することにより、保護者の学習機会の充実に繋げることができた。

リカレント学習連携講座については、指定講座を区報へ掲載し、学習する機会情報を提供することができた。

せたがやeカレッジは、ウェブ上の学習だけでなく、公開講座を実施することができた。

区内大学が行っている公開講座の情報を発信することで、区民へ学習機会の情報を提供することができた。

今後の予定

継続して、区民企画協働事業を実施する。また、関係機関のイベントや会議に積極的に参加し、区内の様々な機関と連携・協働しながら、男女共同参画の推進に取り組む。

今後も家庭教育学級を通じて、保護者の学習機会の充実に取り組んでいく。

平成30年度(2018年度)もリカレント学習連携講座の指定を行い、区報に掲載する。

せたがやeカレッジのウェブサイトのリニューアルを行い、より学びやすいサイトの公開を予定している。

平成30年度(2018年度)も9月、3月に「区内大学短期大学公開講座情報」誌の発行を予定している。

施策 職場における男女平等意識の向上

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28(2016)	H29(2017)	
1	企業への情報提供やセミナー等の実施 (人権・男女共同参画担当課、工業・ものづくり・雇用促進課)	・企業向け女性の活躍支援情報誌「せたがや+W」の配布 ・セミナー「子育て世代が望む働き方パネルトーク」(「ワーク・ライフ・バランスな一週間」内事業)	・10名参加	・19名参加	
2	情報紙らぶらすの発行 【再掲(課題1施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				

3	社会保険・労働相談 (世田谷区産業振興公社)	社会保険労務士が雇用保険や労災、 労働条件等の労務管理、解雇等の労働 問題に関する相談を行った。	302名 (うち女性 188人)	343名 (うち女性 220人)	
---	---------------------------	--	------------------------	------------------------	--

評価

企業向けセミナーには、経営者のほか、再就職を希望する子育て世代の求職者が参加し、アンケートでは9割以上の参加者が「参考になった」という回答を得ることができ、子育て世代が望む働き方を周知、共有することができた。

平成28年度(2016年度)より社会保険・労働相談の相談者を増加させることができた。相談したことによって悩みや疑問を解消できたとの声もいただいた。

今後の予定

企業向けセミナーにおいて、男女平等な働き方をさらに推進するテーマを設定するなど検討し、事業を継続実施する。

社会保険・労働相談について、引き続き周知活動を実施し、より多くの区民に利用してもらえるように努める。

施策 意識調査による実態の把握と啓発

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28 (2016)	H29 (2017)	
1	「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」の定期的実施と結果公表 (人権・男女共同参画担当課)	未実施			5年に1度実施 (前回実施は平成26年度 (2014年度))
2	「区内企業の『男女共同参画に関する意識・実態調査』」の定期的実施と結果公表 (人権・男女共同参画担当課)	未実施			5年に1度実施 (前回実施は平成27年度 (2015年度))

評価

未実施のため、評価無し。

今後の予定

今回は区民向け「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」を平成31年度(2019年度)、「区内企業の『男女共同参画に関する意識・実態調査』」を平成32年度(2020年度)に実施予定。

課題2 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進

施策 事業者に向けた女性の活躍推進のための意識啓発

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28(2016)	H29(2017)	
1	「区内企業の『男女共同参画に関する意識・実態調査』の定期的実施と結果公表 【再掲(課題1施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
2	男女共同参画先進事業者の表彰 (人権・男女共同参画担当課)	・パンフレット、区報、区ホームページ、情報紙らぶらすにて広く紹介 ・男女共同参画先進事業者を広く募集するために、募集要件の従業員数の下限を撤廃	・3団体 表彰 ・パンフレット： 3,000部 発行	・2団体 表彰 ・パンフレット： 3,000部 発行	年1回 表彰
3	情報紙「らぶらす」の発行 【再掲(課題1施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
4	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供 【再掲(課題1施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
5	企業や地域経済団体等との連携・協働によるワーク・ライフ・バランス等関連事業「ワーク・ライフ・バランスな1週間」の実施 (人権・男女共同参画担当課)	仕事と生活の調和について考えるきっかけとなるよう、区・関係機関が連携して実施	2,969人 参加 (うち 起業ミニ メッセ 2,912人)	73人 参加	

評価

男女共同参画先進事業者表彰を着実に実施することで、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍を推進することができた。また、募集要件の従業員数の下限を撤廃したことで、男女共同参画先進事業者を広く募集することができた。

「ワーク・ライフ・バランスな1週間」については、起業ミニメッセの開催日が事業実施期間外に変更となったため、参加者数は前年度を大きく下回ったが、各事業は昨年同様、効果的に実施することができた。

今後の予定

男女共同参画先進事業者表彰について、受賞対象の取組み例を見直し、仕事と子育てや介護などの家庭生活との両立支援や女性の能力活用などに積極的に取り組む事業者を顕彰することで、引き続き区内事業者の男女共同参画意識の向上を図っていく。

継続して、男女共同参画センターでのギャラリー展示を行う。また男女共同参画関連図書資料を積極的に収集し、広く区民へ普及啓発を行う。

「ワーク・ライフ・バランスな1週間」について、より広く、効果的に意識啓発を進められるように事業展開を検討する。

施策 審議会等の女性登用率の向上

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28(2016)	H29(2017)	
1	全庁を対象に審議会等の女性登用率調査を実施 (人権・男女共同参画担当課)	・地方自治法(第202条の3)に定める審議会 ・地方自治法(第180条の5)に定める委員会 ・その他審議会等	・31.1% ・12.1% ・32.4%	・32.3% ・9.1% ・33.3%	年1回調査
2	男女共同参画推進会議における女性の積極的登用についての働きかけ (人権・男女共同参画担当課)	男女共同参画推進会議でのプラン調整計画進捗状況報告において、審議会等の女性登用率の報告を行った。			

評価

女性の登用率が35%未満の審議会、委員会について、各所管で理由と今後の登用計画を考案することで、女性活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画の推進の一助となった。

今後の予定

審議会等の女性登用率調査を継続して実施する。平成38年度(2026年度)までに35%以上の女性登用率となるよう、登用率が35%を下回る審議会等については改善に向けた具体的なアクションについて提出を求める等、働きかけを進める。

施策 事業者への支援

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28(2016)	H29(2017)	
1	男女共同参画先進事業者の表彰 【再掲(課題2施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
2	情報媒体を活用した先進的な取組みの紹介 (人権・男女共同参画担当課)	男女共同参画先進事業者表彰受賞事業者をパンフレットや情報紙「らぶらす」区HPにて紹介した。また、「地域で遊ぼう!ファミリーデーキャンペーン」において、前年度の受賞事業者が地域のイベントにブースを出展した。	年1回	年1回	・ワーク・ライフ・バランスの啓発と同時に受賞事業者のPRを行った。
3	産業団体を通じた女性活躍推進のための情報提供 (人権・男女共同参画担当課、工業・ものづくり・雇用促進課)	企業向け女性の活躍支援情報誌「せたがや+W」の発行			

4	企業や地域経済団体等との連携・協働によるワーク・ライフ・バランス等関連事業「ワーク・ライフ・バランスな1週間」の実施 【再掲(課題2施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
---	--	--	--	--	--

評価

情報媒体に加え、地域のイベントで事業者の男女共同参画への取組みを紹介することにより、女性の活躍推進を支援することができた。

企業向け女性の活躍支援情報誌「せたがや+W」の配布により、事業者へ事例を紹介することができた。

今後の予定

引き続き、情報紙らぶらすや区 HP 等の情報媒体を活用して先進的な取組みを紹介する。「地域で遊ぼう!ファミリーデーキャンペーン」での事業者 PR について、引き続き参加したい事業者については男女共同参画先進事業者表彰事業から切り離して参加できるように調整する。

「せたがや+W」の配布に加え、「せたがや働き方改革プラスワン」を、機会を捉えて産業団体等に配布し情報提供を行う。

施策 職場におけるセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等の防止

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28(2016)	H29(2017)	
1	「区内企業の『男女共同参画に関する意識・実態調査』の定期的実施と結果公表 【再掲(課題1施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
2	情報紙「らぶらす」の発行 【再掲(課題1施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
3	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供 【再掲(課題1施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
4	企業や地域経済団体等との連携・協働によるワーク・ライフ・バランス等関連事業「ワーク・ライフ・バランスな1週間」の実施 【再掲(課題2施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				

5	事業者への情報提供やセミナー等の実施 (人権・男女共同参画担当課、工業・ものづくり・雇用促進課)	<ul style="list-style-type: none"> ・企業向け女性の活躍支援情報誌「せたがや+W」を企業等に配布し情報提供を行った。 ・社会保険・労働相談の中でハラスメント相談を実施した。 	・7件	・25件	
---	---	---	-----	------	--

評価

「せたがや+W」配布による事業者への情報提供と、社会保険・労働相談の中で、当事者への対応を行うことができた。

今後の予定

引き続き、「せたがや+W」配布による事業者への情報提供を行い、社会保険・労働相談の中で、当事者への対応をしていく。

課題3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援

施策 女性の就労・再就職支援

実績

項目	内容	数値等		備考	
		H28(2016)	H29(2017)		
1	情報紙「らぶらす」の発行 【再掲(課題1 施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
2	“らぶらす”情報紙、HP 等による情報発信 【再掲(課題1 施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
3	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供 【再掲(課題1 施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
4	ライフステージ等に応じた女性の就労・起業支援相談の実施 (人権・男女共同参画担当課)	女性のための働き方サポート相談 101 件	100 件	月3回実施 男女共同参画センター事業	
5	ライフステージ等に応じた女性の就労支援講座等の開催 (人権・男女共同参画担当課)	・50歳女性のための就労支援講座 ・非正規シングル女性の就労支援講座 ・延53人参加 ・17人参加	・延49人参加 ・1人参加	・年1回開催 男女共同参画センター事業	
6	「ワーク・ライフ・バランスな1週間」の実施 (人権・男女共同参画担当課)	・仕事と生活の調和について考えるきっかけとなるよう、区・関係機関が連携して実施	・2,969人参加 (うち起業ミニメッセ2,912人)	・73人参加	
7	女性起業家の育成支援の総合的取組み(講座、相談、インキュベーション・スペース等)の拡充 (人権・男女共同参画担当課)	・女性起業家交流会 ・女性のための起業・経営相談 ・女性のための起業支援塾&サロン ・ソーシャルビジネス入門講座(全1回) ・起業ミニメッセ出準備講座 ・起業ミニメッセ(起業講座・起業相談・出展者によるワークショップ等) ・ステップアップ講座	- - ・延66人 - ・15人 ・総数2,880人 来場者も含む -	・12人 ・延37人 ・延68人 ・延34人 ・延15人 ・総数2,699人 来場者も含む ・延40人	・年1回 ・年5回 ・年1回 ・年1回 ・年1回 ・年1回 ・年1回 男女共同参画センター事業

8	共同作業場（コ・ワーキング・スペース）との連携 （人権・男女共同参画担当課、工業・ものづくり・雇用促進課、子ども育成推進課）	・多様な働き方の推進に関するあり方、施策の検討について、区内事業者や子育て支援活動者、厚生労働省、東京都等による検討会を開催 ・多様な働き方について区民や事業者を対象とした調査を実施			
9	再就職に関するセミナー （人権・男女共同参画担当課、世田谷区産業振興公社）		310人参加、 年16回	409人参加、 年18回	
10	「世田谷区建設業人材確保・中小企業若年者就職及び定着支援事業」の実施 （工業・ものづくり・雇用促進課）	・就職面接会・説明会 ・企業見学会 ・建設業就職トーク会 ・建設業体験ツアー ・定着支援	就職決定者 40人（うち 女性は18人）	就職決定者 42人（うち 女性は8人）	定着支援事業の参加者は4割程度が女性
11	ミニ面接会の開催 （世田谷区産業振興公社）	企業と求職者のマッチングを行うためのミニ面接会	20人参加 年5回	4人参加 年3回	
12	キャリアカウンセリング相談 （世田谷区産業振興公社）	応募書類の書き方や面接対策、仕事と家庭、家族との関係など	相談件数 1,951件 （うち女性の 相談1,374 件）	相談件数 1,682件 （うち女性の 相談 1,130件）	全体の7割弱が女性
13	再就職をめざす女性向けの支援 （世田谷区産業振興公社）	女性向けワークショップ開催	193人 年12回	210人 年13回	子育て中やブランクがあり再就職をめざす女性を対象
14	創業支援事業（創業相談、創業メール相談、創業融資あっせん相談、創業者フォローアップ支援、創業セミナー）の実施 （世田谷区産業振興公社）	女性の相談員を配置する等、女性が利用しやすい融資・相談に取り組んだ。	女性相談員 2人	女性相談員 2人	
15	マザーズハローワーク等との連携による、女性の就業支援、チャレンジ・再チャレンジを支援するセミナー・相談会の実施 （子ども家庭課）	ひとり親の就業支援のためのパソコン講座の実施	13名参加 年3回	32名参加 年3回	男女共同参画センターを会場に実施

16	保育士就労支援プログラムの開催 (保育課、世田谷区産業振興公社)	事前講習会、職場体験、就職相談会、面接会を一つとし、保育士として働きたい方やブランクがある方に向けて実施	10名参加 (職場見学が4名、職場体験が3名)	18名参加 (職場体験した保育園への就労実績2件)	
----	-------------------------------------	--	----------------------------	------------------------------	--

評価

平成 29 年度（2017 年度）より新たにメルマガを用いた情報発信を開始するなど、様々な広報ツールを活用し、広く情報発信をすることができた。

女性のための就労相談を実施することで、女性の職業能力開発を支援できた。

女性の就労に対する課題はライフステージごとに異なるため、それぞれのステージの特性に応じた講座を実施し、女性の就労支援に寄与した。

女性起業家の育成のため、講座を実施するだけでなく、ステップアップ講座によるフォロー、相談による個別フォロー等、総合的に支援することができた。

女性の再就職に関する多彩な内容のセミナーを実施した。満席の回も多く、再開催を希望する声が多かった。

就職決定者のうち、女性の占める割合が低く、課題を検証する必要がある。一方、定着支援事業については、企業側の女性社員の離職防止に向けてのニーズを把握できた。

ミニ面接会は、求職者が必ず企業担当者に会えるため、有意義なものとなった。

キャリアカウンセリング相談において、確実な就労につなげるため、継続して相談を利用するよう促した。その結果、平成 29 年度（2017 年度）の就職件数の 8 割は女性であった。

創業支援事業について、女性の相談員を配置する等、女性が相談しやすい、多様な働き方の支援に取り組むことができた。

3 週連続でひとり親の就業支援のためのパソコン講座を開催にしたことで、参加者数が昨年度より増加した。参加者のスキルアップのために役立つ内容となった。

保育士就労支援プログラムは、保育現場での就労に不安のある方のため、今どきの保育現場の様子に触れ、見学・体験ができるということで気軽に参加してもらうことができた。より保育士として働きたいと思うようになった方、免許を持ちながらもブランクがあり自信をなくしていたがまた働きたいという気持ちになったなど、前向きな意見が多かった。保育体験ができる場所が少ないので是非続けてほしいという意見もあった。

検討会報告に基づき、「子どもの近くで働くことができるワークスペース事業」の制度設計に向けた検討を進め、ワークスペースひろば型について、事業の制度構築に至った。

今後の予定

平成 30 年度（2018 年度）も「らぶらすぶらす（情報紙）」を年 4 回発行する。また、継続して、らぶらす HP や SNS 等を積極的に活用して、情報発信に取り組む。

継続して「女性の働き方サポート相談」を月 3 回実施する。

継続して「50 歳女性のための就労支援講座」を実施する。「非正規シングル女性の就労支援講座」については、平成 29 年度（2017 年度）は参加者が 1 名だったことも鑑み、より利用者ニーズが高い内容に変更して、実施する。

引き続き、女性起業家の育成支援の総合的取組みを進める。

引き続き再就職に関するセミナーを開催し、多様な働き方の実現に向けて寄り添った支援を行えるよう努める。

「世田谷区建設業人材確保・中小企業若年者就職及び定着支援事業」について、これまでの事業をリニューアルし、昨年度の「働き方改革の推進と子育て・介護と仕事の両立に向けた研究・調査検討会」の

結果を踏まえ、子育て世代の就労支援事業を新たに実施する。

ミニ面接会の継続実施を検討中。ハローワークと連携を取りながら開催の意向。

キャリアカウンセリング相談について、引き続き周知活動を実施する。より多くの女性の利用を増やし、多様な働き方の実現に向けて寄り添った支援を行えるよう努める。

引き続き就職支援セミナーを開催し、多様な働き方の実現に向けて寄り添った支援を行えるよう努める。

創業支援事業について、女性の相談員を配置する等、女性が利用しやすい融資・相談に取り組む。

就業支援のためのパソコン講座について、参加者アンケートをふまえ、講座内容、開催時間等について随時検討する。

保育士就労支援プログラムについて、今後は特に、ブランクのある、いわゆる潜在保育士の方などへの周知に努める。

平成30年度(2018年度)中に「子どもの近くで働くことができるワークスペースひろば型」を2か所整備し、運営を行うとともに、利用者アンケートの実施などを行い、より利用者の視点に立った事業をめざす。

施策 女性のキャリア形成、キャリア教育の推進

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28(2016)	H29(2017)	
1	ライフステージ等に応じた女性の就労・起業支援相談の実施 【再掲(課題3 施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
2	ライフステージ等に応じた女性の就労支援講座等の開催 【再掲(課題3 施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
3	「ワーク・ライフ・バランスな1週間」の実施 【再掲(課題3 施策)】 (人権・男女共同参画担当課)】				
4	キャリアカウンセリング相談 【再掲(課題3 施策)】 (世田谷区産業振興公社)				
5	若者総合支援センター事業の実施(せたがや若者サポートステーション、ヤングワークせたがや) (世田谷区産業振興公社)	若年者向けビジネスマナーセミナーの開催	51人参加	57人参加	年24回
6	区立小・中学校におけるキャリア教育の充実 (教育指導課)	勤労観・職業観を育てるためにキャリア学習ノートを配布			小学5・6年、中学1～3年を対象

7	中学校の職場体験 (教育指導課)	勤労観・職業観を育てるために、3日間、様々な職場で仕事を体験する取組を計画的に実施した。			区立中学校の2年生対象(一部の中学で特別支援学級の1・2・3年生を含む)
---	---------------------	--	--	--	--------------------------------------

評価

「ビジネスマナーセミナー」の参加後に就職活動をはじめると、若者の自立支援につながった。
 小学5・6年、中学1～3年向けにキャリア学習ノートを配布したことにより、それぞれの性の役割の差別的な解消の理解を深めることができた。
 職場体験(区立中学校の2年生)により、それぞれの性の役割の差別的な解消の理解を深めることができた。

今後の予定

「ビジネスマナーセミナー」について、実施主体は、せたがや若者サポートステーションに変更し、会場はおしごとカフェで引き続き行い、連携を取りながら実施していく。
 キャリア学習ノートを引き続き継続的に実施する。
 職場体験を継続的に実施する。

施策 多様な働き方の支援

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28(2016)	H29(2017)	
1	ライフステージ等に応じた女性の就労・起業支援相談の実施 【再掲(課題3施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
2	ライフステージ等に応じた女性の就労支援講座等の開催 【再掲(課題3施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
3	「ワーク・ライフ・バランスな1週間」の実施 【再掲(課題3施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
4	女性起業家の育成支援の総合的取組み(講座、相談、インキュベーション・スペース等)の拡充 【再掲(課題3施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
5	共同作業場(コ・ワーキング・スペース)との連携 【再掲(課題3施策)】 (人権・男女共同参画担当課、工業・ものづくり・雇用促進課、子ども育成推進課)				

6	融資・経営相談の実施 (世田谷区産業振興公社)	女性の相談員を配置する等、女性が利用しやすい融資・相談に取り組んだ。			女性相談員 2人
7	創業セミナー (世田谷区産業振興公社)	女性の講師や先輩起業家を招へいする等、女性が参加しやすいセミナーの企画運営に取り組んだ。	女性の講師や先輩起業家 4人	女性の講師や先輩起業家 2人	年3回 (うち女性限定1回)
8	キャリアカウンセリング相談 【再掲(課題3施策)】 (世田谷区産業振興公社)				
9	社会保険・労務相談 【再掲(課題1施策)】 (世田谷区産業振興公社)				

評価

融資・経営相談において、女性の相談員を配置する等、女性が相談しやすい、多様な働き方の支援に取り組むことができた。

創業セミナーについて、女性の講師や先輩起業家を招へいする等、女性が参加しやすい、多様な働き方の支援に取り組むことができた。

今後の予定

融資・経営相談について、女性の相談員を配置する等、女性が利用しやすい融資・相談に取り組む。

創業セミナーについて、女性の講師や先輩起業家を招へいする等、女性が参加しやすいセミナーの企画運営に引き続き努力する。

施策 女性が少ない分野への女性の参画支援

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28 (2016)	H29 (2017)	
1	科学技術者による講演会・セミナー等 (人権・男女共同参画担当課)	未実施			
2	区内中学・高校等との連携・協働による学校出前事業 【再掲(課題1施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				

評価

科学技術者による講演会・セミナー等については未実施のため、評価なし。

今後の予定

科学技術者による講演会・セミナー等の実施については今後、時代情勢を鑑み、実施を検討する。

基本目標 ワーク・ライフ・バランスの着実な推進

少子高齢社会の進展や共働き世帯の増加などにより、家庭生活において男女がともに育児や介護などを担うことが求められています。

また、家庭生活の充実とともに社会貢献としての地域活動への参画などへの関心も高まっています。このような社会情勢の変化を踏まえ、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心型労働慣行を見直すことで、男女がともに家庭や地域に参画できる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」がとれた社会をめざします。

【数値目標】

	指標	プラン策定時 実績	直近の実績	目標 (平成 38 年度) (2026 年度)
4	区内事業所における ポジティブ・アクションの 認知度	平成 27 年度 (2015 年度) 45.3%	平成 32 年度 (2020 年度) 調査予定	80%
5	仕事と家庭生活をともに 優先している人の割合	平成 26 年度 (2014 年度) 24.1%	平成 30 年度 (2018 年度) 22.6%	35%
6	町会・自治会長における 女性の割合	平成 28 年度 (2016 年度) 8.6%	平成 30 年度 (2018 年度) 11.7%	20%

【平成 29 年度（2017 年度）の主な取組みと評価】

・区内企業の「男女共同参画に関する意識・実態調査」（平成 26 年度（2014 年度））において、「ポジティブ・アクション」（固定的な性別による役割分担意識に根ざすこれまでの制度や慣行が原因となって、雇用の場において男女の労働者に事実上の格差が生じているとき、それを解消しようと企業が行う自主的かつ積極的な取組み）について「内容を含めてよく知っている」「内容がある程度知っている」と回答した事業所の合計割合は 45.3%であった。平成 28 年（2016 年）4 月に施行された「女性活躍推進法」により、301 人以上の労働者を雇用する事業主は、行動計画の策定と届出、外部への情報公表が義務付けられる中、区内事業所が女性の積極的な登用を進めるにあたっての環境整備をいっそう進めていく必要がある。

・待機児童の解消、保育の多様なニーズへの対応や質の確保、各総合支所保健福祉センターへの「ネウボラ・チーム」の設置など、育児に関するサービスの充実や切れ目のない支援に取り組んだ。また、各総合支所や児童館における子育て支援と地域交流や、あんしんすこやかセンターを中心した介護者への支援、男性介護者を対象とした参加しやすい場の提供により情報提供や介護負担の軽減を図るなどの施策を実施してきたが、「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい」と回答した区民の割合は、平成 26 年度（2014 年度）に 24.1%（男女共同参画に関する区民意識・実態調査）であったところ、平成 30 年度（2018 年度）は 22.6%（区民意識調査 2018）にとどまり、増加につながっていない。仕事と家庭生活の両立を可能とする地域づくりをさらに進めていく必要がある。

・地域活動の担い手は主に女性であるが、町会・自治会役員には男性が多く見られる。こうした状況にあっても、町会・自治会長に女性が占める割合も平成 28 年度（2016 年度）の 8.6%から平成 30 年度（2018 年度）の 11.7%に上昇している。今後も、平常時から多様性に配慮した女性の視点で地元の活動に参画する機会を増やしていくこと、また、コーディネーターあるいはリーダーとしての役割を果たすことができる女性の育成を図ることが必要である。

課題4 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

施策 ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28(2016)	H29(2017)	
1	情報紙「らぶらす」の発行(再掲) 【再掲(課題1 施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
2	「地域で遊ぼう!ファミリーデー キャンペーン」の実施 (人権・男女共同参画担当課)	仕事と生活の調和のため、世田谷線沿線で開催される各イベントにて専用ブースを設置し、スタンプラリー等を実施	延1,464人参加	延1,110人参加	8箇所を実施
3	“らぶらす”情報紙、HP等による情報発信 【再掲(課題1 施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
4	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供 【再掲(課題1 施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
5	「ワーク・ライフ・バランスな1週間」の実施 【再掲(課題3 施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
6	社会保険・労働相談 【再掲(課題1 施策)】 (世田谷区産業振興公社)				
7	講演会やセミナーの開催 (世田谷区産業振興公社、人権・男女共同参画担当課)	事業者向けセミナーの開催	52人参加	47人参加	年4回 (うち3回は労務セミナーを実施)

評価

「地域で遊ぼう!ファミリーデー キャンペーン」については、一部のイベント会場においてイベントブースの配置位置が人目につきにくく、人が流れてこなかったため、参加者数が目標の1,800人に達しなかった。平成29年度(2017年度)より前年度の男女共同参画先進事業者表彰受賞事業者ブースを出展し、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を推進した。

事業所向けセミナーについては、平成28年度(2016年度)並みの参加を確保できた。

今後の予定

「地域で遊ぼう!ファミリーデー キャンペーン」については、効果的な手法について検討し、実施していく。

事業所向けセミナーについては、より企業経営者に関心をもっていただけるように内容等を再考していく。

施策 事業者への働きかけと支援

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28 (2016)	H29 (2017)	
1	事業者への情報提供やセミナー等の実施 【再掲(課題2 施策)】 (人権・男女共同参画担当課、工業・ものづくり・雇用促進課)				
2	男女共同参画先進事業者の表彰 【再掲(課題2 施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
3	情報媒体を活用した先進的な取組みの紹介 【再掲(課題2 施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
4	ワーク・ライフ・バランス推進の専門家派遣の検討 (人権・男女共同参画担当課)	未実施			
5	区内事業者や地域経済団体等との連携・協働によるワーク・ライフ・バランス等関連事業「ワーク・ライフ・バランスな1週間」の実施 【再掲(課題2 施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
6	社会保険・労働相談 【再掲(課題2 施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				

評価

ワーク・ライフ・バランス推進の専門家派遣については、未実施のため評価なし。

今後の予定

ワーク・ライフ・バランス推進の専門家派遣については、今後、時代情勢を鑑み、実施を検討する。

施策 男女の育児・介護休業の取得促進

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28 (2016)	H29 (2017)	
1	“らぶらす”情報紙、HP等による情報発信 【再掲(課題1 施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
2	企業への情報提供やセミナー等の実施 【再掲(課題2 施策)】 (人権・男女共同参画担当課、工業・ものづくり・雇用促進課)				

3	情報紙「らぶらす」の発行 【再掲(課題1 施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
4	中小企業両立支援助成金制度等の周知及び法全体の周知 (世田谷区産業振興公社)	未実施			

評価

中小企業両立支援助成金制度等の周知及び法全体の周知については、未実施のため評価なし。

今後の予定

中小企業両立支援助成金制度等の周知及び法全体の周知については、今後、時代情勢を鑑み、実施を検討する。

施策 区内企業の「男女共同参画に関する意識・実態調査」等による実態の把握と啓発

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28 (2016)	H29 (2017)	
1	「区内企業の『男女共同参画に関する意識・実態調査』」の定期的実施と結果公表 【再掲(課題1 施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
2	情報媒体を活用した先進的な取組みの紹介 【再掲(課題2 施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				

評価と今後の予定

再掲のみのため、省略。

課題5 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実

施策 保育等の拡充

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28(2016)	H29(2017)	
1	新BOP学童クラブ運営 (児童課)	保護者が就労や病気等により、放課後に家庭で保護・育成にあたれない世帯の小学校低学年の児童に、健全な遊びや安全な生活の場を提供し、一人ひとりがのびのびと安心して過ごせるよう配慮	全区立小学校 63箇所	全区立小学校 62箇所	
2	新規開設園等の施設を活用した定期利用保育児事業の実施 (保育課)	新規開設園の余剰スペース等を活用し、待機児童の多い1~3歳児を1箇所年度に限り保育	私立12園、 区立1園	私立16園、 区立1園	
3	認可保育園増改築等に伴う定員拡充 (保育課)	待機児童の解消に向け、既存施設の増改築等により保育定員を増やせるよう事業者へ働きかける。	実績なし	実績なし	
4	緊急保育・一時預かり保育の拡充 (保育課)	保護者の就労や通院等により、一時的に保育が必要となった児童を保育	・区立： 延2,379人 ・私立： 延38,066人	・区立： 延2,574人 ・私立： 延39,789人	【H28(2016)】 ・区立保育園： 分園を含む 50園 ・私立保育園： 30園 【H29(2017)】 ・区立保育園： 分園を含む 50園 ・私立保育園： 35園
5	病児・病後児保育施設の拡充 (保育課)	病児・病後児保育施設の定員拡大や新規施設の開設をめざし、子育てと就労の両立支援に貢献	・登録者数： 10,812人 ・利用延人数： 9,780人 ・利用実人数： 4,969人	・登録者数： 11,636人 ・利用延人数： 11,093人 ・利用実人数： 5,379人	・合計11施設 (医療機関併設型5、医療機関連携型4、保育園併設型2) ・定員計76名

6	就労形態の多様化に伴う保育ニーズへの対応(私立保育園預かり保育、認定子ども園、延長保育、休日・年末保育 (保育課)	延長保育や休日・年末保育実施園を拡充し、多様な就労形態に対応	一部の施設を除きほぼ全園実施 /5園で実施	一部の施設を除きほぼ全園実施 /5園で実施	
7	保育施設再整備方針に基づく、保育施設 (保育課)	地域の子育て支援の拠点機能を持つ拠点園を整備したうえで、近隣の老朽化が進む施設を統合移設する再整備計画(5ヶ所)を進めた。	・実施設計3ヶ所(拠点園2カ所、統合園1カ所) ・基本設計1カ所 ・再整備計画1カ所決定	・建設工事着工3ヶ所(拠点園2カ所、統合園1カ所) ・実施基本設計策定1カ所 ・基本設計着手1カ所	
8	第三者評価受審の促進、地域保育ネットワーク等による保育の質の向上 (保育課)	・認可保育園・認証保育所に対し、第三者評価制度の受審を奨励・推進 ・5地域における保育ネットワーク連絡会の充実を図った。	・区立保育園16園で実施 ・定例会のほか研修会を各地域1回ずつ開催	・区立保育園16園、認証保育所13園で実施 ・5地域で計12回実施し500名が参加	私立認可保育園に対しては3年に1度の受審を推奨
9	障害児保育の充実 (保育課)	・平成30年度(2018年度)より、公立保育園において、医療的ケア児の受け入れ実施 ・認可保育園に対しては、職員研修の一環として、専門機関による障害児保育についての巡回指導を実施			
10	認可外保育施設新制度移行支援事業 (保育認定・調整課)	・適格性審査実施回数 ・適格性審査応募施設数 ・世田谷区認可外保育施設等認可化移行支援事業費補助金交付施設 ・世田谷区認可外保育施設新制度移行支援事業改修費等補助金交付施設	・2回 ・6施設 ・0施設 ・5施設 平成28年(2016年)9月1日移行:1施設 平成29年(2017年)4月1日移行:7施設	・2回 ・9施設 ・1施設 ・1施設 平成30年(2018年)4月1日移行:2施設	認可基準を満たし、給付対象として適正な運営をすることができるかを審査する「適格性審査会」の設置に加え、認可基準に適合させるための助言指導や施設整備費等の補助支援を実施

11	私立認可保育園の整備による定員拡充 (保育計画・整備支援担当課)	21 施設、 1,634 名分	21 施設、 1,240 名分	
12	認証保育所の整備による定員拡充 (保育計画・整備支援担当課)	1 施設、20 名分	3 施設、100 名分	
13	小規模保育事業の整備による定員拡充 (保育計画・整備支援担当課)	2 施設、38 名分	2 施設、32 名分	
14	ほっとステイ事業の推進 (子ども家庭課)	利用延人数 19,641 人	利用延人数 21,480 人	

評価

新 B O P 学童クラブ運営について、小学校低学年及び配慮を要する児童に、遊びや安全な生活の場を提供するとともに、一人ひとりのがびのびと安心して過ごせるよう配慮した。

定期利用保育児事業の実施により、待機児童解消に繋がった。

緊急保育・一時預かり保育について、保護者の就労や通院等により、一時的に保育が必要となった児童を保育することにより、家庭における養育の支援に繋げることができた。

集団保育が困難な病児・病後児について、一時的に病児・病後児保育施設で保育することにより、就労等にある保護者を支援することができた。

延長保育については、多様な就労形態に対応することができた。

区立保育園の再整備については、他所管課と連携しながら計画を進めており、当初スケジュールに基づき、予定通り事業を進めることができた。

保育ネットでは、施設・事業の違いを越えて合同のネット会議・研修会を実施しており、職員間で交流を深め、施設間の支え合いにつながっている。

障害児保育の充実については、各施設における障害児保育の巡回指導により、職員の専門性の向上と、保育の充実につながっている。

認可外保育施設新制度移行支援事業については、平成 30 年(2018 年)4 月 1 日に 2 施設が給付対象施設へ移行し、低年齢児保育を拡充することができた。また、今後 4 施設が移行を予定しており、引き続き支援を行うことで、来年度以降の保育の拡充や充実が見込まれる。

私立認可保育園、認証保育所、小規模保育事業等の定員拡充について、平成 32 年(2020 年)4 月での待機児童解消に向け、保育施設整備に取り組んでおり、3~5 歳児の待機児童はほぼ解消してきている。一方で、0~2 歳児の低年齢児の待機児童も解消の方向に向かっているものの、地域偏在や長期的な視点での進級先の確保等、未だ課題は残っている状況にある。

ほっとステイ事業について、実施施設が増えた結果、利用延人数が昨年度より増加した。

今後の予定

新 B O P 学童クラブ運営について、継続して実施する。

定期利用保育児事業の実施について、機児童が多い年齢を中心に今後も定期利用保育事業を行い、待機児童解消に努める。

待機児童が多い年齢を中心に今後も定期利用保育事業を行い、待機児童解消に努める。

待機児童の解消に向け、既存施設の増改築等により保育定員を増やせるよう事業者へ働きかける。

緊急保育・一時預かり保育について、今後も要件や定員の見直しを行い、多様な保育ニーズに対応できるよう努める。

病児・病後児保育施設の拡充について、今後もニーズ調査の結果を見据え、整備の必要性について検討していく。

今後も延長保育や休日・年末保育実施園を拡充し、多様な就労形態に対応出来るよう努める。

区立保育園の再整備は、在進行中の再整備計画を着実に進めると同時に区立保育園の役割を踏まえながら、老朽化の進む施設の更新に合わせて、効率的、効果的な再整備の推進を図る。

新規開設施設も含め、保育ネットを開催していく。地域での連携を深めながら、保育の質の向上につなげていく。

障害児保育の充実については、次年度以降公立拠点園において、順次医療的ケア児の受け入れを実施するため、受け入れ体制を整えていく。専門機関による巡回指導も引き続き実施していく。

認可外保育施設新制度移行支援事業については、国や都の制度に合わせて補助金の見直しを行いつつ、整備計画数量及び予算との整合を図りながら、平成 31 年度（2019 年度）まで支援を行う。

私立認可保育園、認証保育所、小規模保育事業等の定員拡充について、平成 29 年度（2017 年度）より待機児童の年齢内訳が 0～2 歳児までの低年齢児のみとなっている。この状況を踏まえ、引き続き認可保育園の整備を進めつつ、小規模保育事業・認可保育園分園等に、0～2 歳児の認可保育園本園を整備手法に加え、低年齢児保育施設の整備の一層の促進を図る。

ほっとステイ事業は、実施施設を確保するためおでかけひろばの整備に合わせて、おでかけひろば内の預かり事業を実施するように整備予定事業者に働きかけを行う。

施策 育児に関するサービスの充実

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28(2016)	H29(2017)	
1	乳児期家庭訪問指導の充実 (各総合支所保健福祉センター健康づくり課)	妊娠期面接等のニューボラチームによる関わりを通して、妊娠期からの情報も乳児期家庭訪問に活かしている。訪問後は必要時地区担当保健師の支援を行った。	・ 出生数 7,936 人 ・ 乳児期家庭訪問実施数 7,673 人 ・ 実施率 97%	・ 出生数 7,514 人 ・ 乳児期家庭訪問実施数 7,177 人 ・ 実施率 96%	
2	EPDS を導入した、産後うつ病の早期発見と予防 (各総合支所保健福祉センター健康づくり課)	訪問時に EPDS (エジンバラ産後うつ病質問票) 等の質問票を用いて母親のメンタルヘルスや育児に関する状況、気持ちを把握し、必要時継続支援へとつなげた。			
3	乳幼児健診、離乳食講習会 (各総合支所保健福祉センター健康づくり課)	医師の診察後に、保護者の希望や必要な方へ保健師、栄養士、心理士による個別相談			

4	児童館での出張育児相談 (各総合支所保健福祉センター健康づくり課)	乳幼児(主に0歳、1~2歳)のサークルに保健師、栄養士、歯科衛生士が育児相談を実施			管内の児童館と日程調整
5	歯科衛生士による歯の相談 (各総合支所保健福祉センター健康づくり課)	・乳幼児歯科保健相談 ・予防処置 ・歯科衛生士による相談	・実施回数 172回、 受診者数 4,316人 ・2,728人 ・257件	・実施回数 172回、 受診者数 3,774人 ・2,410人 ・285件	
6	子ども初期救急診療所の運営 (調整・指導課)	・準夜間、休日における小児の初期救急診療を行った。			・平日 19:30~22:30、2ヶ所 ・土曜 17:00~22:00、3ヶ所 ・日曜 9:00~17:00、2ヶ所 ・日曜 17:00~22:00、3ヶ所
7	産前・産後セルフケア事業の実施 (児童課)	安定期以降の妊娠中の女性及び5ヶ月未満の赤ちゃんがいる母親を対象に、講座内でストレッチを行ったり、地域の子育て情報を提供した。	・408人参加 ・15児童館、計35回実施	・545人参加 ・全児童館各2回、計50回実施	
8	子ども医療費助成 (子ども育成推進課)	子ども(区内に住所がある0~15歳到達後最初の3月31日までの子ども)の医療費のうち、保険診療分の自己負担分と、入院時の食事療養費の定額負担分の助成を実施	平成30年(2018年)3月末 111,455人	平成30年(2018年)3月末 112,721人	
9	子どものショートステイ、トワイライトステイ (子ども家庭課)	・子どものショートステイ ・トワイライトステイ ・赤ちゃんショートステイ	・延774日(252人) ・延8日(延4人) ・延102日(23人)	・延842日(310人) ・延2日(延2人) ・延82日(延12人)	保護者の疾病・出産などの入院や出張等で子どもの養育・保育ができないときに利用できる短期間の一時預かり

10	産前・産後子育て支援ヘルパーの派遣（さんさんサポート） (子ども家庭課)	出産前・出産後の子育て家庭に子育て支援ヘルパーが訪問をし、家事援助又は育児補助サービスを行う事により過重な負担と不安が生じる時期の安定を図るとともに子育て中の家庭の孤立を予防	・ヘルパー派遣回数： 3,920回 ・利用者数： 1,559人	・ヘルパー派遣回数： 4,332回 ・利用者数： 1,707人	
11	産後ケア事業の実施 (子ども家庭課)	・産後ケアセンター桜新町 ・ママズルーム	・母子ショートステイ 3,874日 ・母子デイケア 356日 ・きょうだいショートステイ 140日 ・きょうだいデイケア 19日 ・母子デイケア 200日	・母子ショートステイ 4,017日 ・母子デイケア 413日 ・きょうだいショートステイ 158日 ・きょうだいデイケア 12日 ・母子デイケア 392日	産後の心身共に不安定な時期に育児不安や体調不安があり、家族などから支援を受けられない人を対象に、ショートステイ（宿泊）やデイケア（日帰り）で、母子のケアを行い、予防的・総合的に子育て家庭を支援
12	子育ての悩み、不安、子どもの家庭環境の問題、出産費用等の相談 (子ども家庭課)	・子育てについての不安や悩みについて、各地域の総合支所保健福祉センター生活支援課と関係機関が連携しながらDV、生活や家庭問題などの相談にも対応 ・その他子育てサービスを情報提供 ・出産費用の援助について、入院費用を支払うのが困難なときに、入院・分娩費用を援助	・入院助産 23件	・入院助産 15件	
13	世田谷子ども・子育てテレフォン（電話相談事業） (子ども家庭課)	・子育てに関する相談 ・子どもからの相談	・1,276件 ・451件	・1,108件 ・235件	夜間・休日の子育てに関する電話相談事業。必要に応じて、専門機関の紹介や区の子育て支援サービスにつなげる。保護者だけでなく、子ども本人からの相談も受付可。

14	世田谷版ネウボラ（妊娠期からの切れ目のない子育て支援） （子ども家庭課、世田谷保健所健康推進課）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠期面接数 ・ 母子保健コーディネーター ・ 子育て応援相談員 ・ 地域子育て支援コーディネーター《ひろば型》 ・ せたがや子育て利用券登録事業者 ・ ネウボラ・チームによる医療機関への訪問 ・ 世田谷版ネウボラ推進協議会 ・ 「妊娠期からの切れ目のない支援フォーラム」 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5,078 件 ・ 10 名 ・ 10 名 ・ 3 か所 ・ 110 事業者 - ・ 4 回開催 ・ 1 回開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7,213 件 ・ 17 名 ・ 13 名 ・ 4 か所 ・ 143 事業者 ・ 19 か所 ・ 4 回開催 	保健師や母子保健コーディネーター等の専門職からなるネウボラ・チームを設置し、妊娠期の面接相談等の支援を実施 （各総合支所保健福祉センター）
----	---	---	---	--	--

評価

対象者のいる家庭への全戸訪問をめざし、9割の家庭へ訪問が実施できている。妊娠期面接等の関わりからの切れ目のない支援となっている。

産後うつ病の早期発見と予防について、母親の記入した質問票をもとに面接することで、既往歴や家族の協力体制、育児不安や育児負担感、母親の気持ち等を把握することができ、早期介入・支援ができています。ほぼ9割近い乳幼児と保護者が来所する乳幼児健診は、健診をきっかけに孤立した育児の辛さや児への心配事等を吐露する母親もいるため、児の発育発達の確認のみでなく虐待予防の視点でも介入できる貴重な機会となっている。

児童館での出張育児相談では、参加者のグループの中で、同じような悩みの質問には参加者同士で対処法を共有し、父親と協力した育児の工夫等の話も出た。

4歳未満の乳幼児を対象に、歯科健診、相談及び歯科保健指導を行っている。保護者がむし歯リスクを理解し、コントロール力やセルフチェック力をつけてもらうことができる。

子ども初期救急診療所の運営について、一般の医療機関では休診が多い休日や夜間に診療所を開設することで、子どもの急病時に対する保護者の不安の解消を図った。

産前・産後セルフケア事業について、講座内のストレッチや、子育て情報を提供することで、産前・産後の母親に対し必要な支援を提供することができた。

子どものショートステイについて、保護者の心身の安定及び育児に関する負担感の軽減を図り、児童の健やかな成長を支援すること及び保護者が安心して育児に取り組む環境を整えることができた。

産前・産後子育て支援ヘルパーの派遣について、ヘルパーやベビーシッターの派遣を行い、家事の軽減や育児の軽減をすることにより負担感や不安の軽減をすることができた。

産後ケア事業の実施について、助産師、臨床心理士等の専門職が、ショートステイやデイケアを通じて母体ケアやカウンセリングを行い、母親の育児不安や体調不良を解消することができた。

子育ての悩み、不安、子どもの家庭環境の問題、出産費用等の相談について、平成28年度（2016年度）と比較すると実施件数は減少しているが、出産費用の援助が必要な母親への援助をすることができた。

電話相談事業について、子ども家庭支援センターの受付時間外の夜間・休日に子ども本人や保護者の悩みや相談に応じること、子育て支援と児童虐待の未然防止を図ることができた。

各総合支所のネウボラ・チームによる妊娠期の面接相談の全員実施をめざし、相談支援体制を強化した。また、面接時に配付する地域の産前・産後サービスに利用できるせたがや子育て利用券への事業参加を地域の子育て活動団体等へ呼びかけることで、区内の登録事業者数を増やし、地域で子育てを支える環境を充実させることができた。また、ネウボラ・チームと地域子育て支援コーディネーターとの連携強化や医療機関への訪問等を重ねることで、地域、医療との顔の見える関係を構築することができた。

今後の予定

各事業について、継続して実施する。

子ども医療費助成については、児童の増減に合わせ、給付制度を維持していく。

従来ショートステイ内容に加え、要支援家庭（保護者の強い育児疲れや育児不安または不適切な養育状態にある家庭など虐待のおそれがある家庭）を対象としたショートステイを開始する。

利用者が事業者を選択しやすいようにホームページで事業者を紹介する。アプリで利用を促し利用率アップを図る。利用者にアンケート調査を行い、事業内容の課題を整理し、見直しを図る。

産後ケアセンターは区立施設となったことにより全室を区民利用枠として実施し、ママズルームのデイケアとあわせて引き続き育児不安や体調不良の解消を図っていく。

子育ての悩み、不安、子どもの家庭環境の問題、出産費用等の相談について、関係機関との情報共有と連携を図りながら、引き続き出産費用の援助が必要な母の支援を行う。

電話相談事業について、夜間・休日に電話での相談を実施し、子ども本人や子育ての悩みの解消や児童虐待の未然防止を図っていく。

妊娠期面接の全員実施をめざし、土曜日面接の試行の継続や面接予約システムの周知など、ネウボラ・チームによる相談支援のさらなる充実を図る。世田谷版ネウボラの周知を強化し、地域全体で子育てを応援する機運を高める働きかけを行う。妊婦や子育て家庭を地域で支えるためのさらなる地域資源の充実を図る。区、医療、地域のそれぞれの支援の担い手が機能的に連携する顔の見えるネットワーク体制の整備を図る。

施策 子育て世代への支援と地域交流

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28(2016)	H29(2017)	
1	乳児健診前の母親を対象に、情報提供、仲間づくりをサポートする交流会の実施 (各総合支所保健福祉センター健康づくり課)	生後2~3ヶ月児と母親が参加。身近に知り合いができるよう地区別にグループをつくり、交流できるように運営			・各支所月1回 ・個別相談も実施
2	妊娠から育児に関する不安や悩みの相談・支援 (各総合支所保健福祉センター健康づくり課)	各支所の平日の面接に加え、年4回土曜日に妊娠期面接を実施 妊娠期面接実施率	・57.8%	・83.8%	・来所者の半数近くが夫婦で来所 ・妊娠期面接や両親学級の講話等を通して夫婦で協力して子育てするイメージづくりをした。
3	乳幼児健康診査など、子どもの発育発達に関する相談・支援 (各総合支所保健福祉センター健康づくり課)	・乳幼児健診は各支所で月に数回ずつ実施 ・医師の診察後に保護者の希望や必要な方へ保健師、栄養士、心理士による個別相談を実施			

4	地域の育児グループ等の活動支援 (各総合支所保健福祉センター健康づくり課)	乳幼児(主に0歳、1~2歳)のサークルに保健師、栄養士、歯科衛生士が育児相談を実施			管内の児童館と日程調整
5	地域支えあい活動「子育てサロン」への支援 (世田谷区社会福祉協議会)	活動拠点の管理運営のほか、活動に使用できる場の確保に努め、就労している子育て世代の方の居場所として夕方開催の子育てサロンを開設	登録グループ数 92	登録グループ数 93	活動拠点 23 箇所
6	児童館の子育てひろば事業 (児童課)	0歳から3歳まで乳幼児の保護者を対象に、わらべ歌や手遊びなどの親子で楽しめる活動や登録制のサークル活動、子育てに関する講座を行うなど、親子で集い、交流・相談できる場を提供	・601講座 ・参加者 24,498人	・640講座 ・参加者 23,763人	全児童館で実施
7	子育てサポーターの人材発掘と参画の場の提供 (児童課)	講座等により、地区・地域での子育て支援者(サポーター)の人材発掘及び育成に取り組んだ。	サポーター 35名	サポーター 107名	全児童館で実施
8	地域での子育て交流の開催 (児童課)	周辺地域で活動している子育て支援活動団体及び個人との連携協力をめざして関係づくりを進めた。			子育て支援館が中心となり、全児童館で子育て支援者懇談会及び交流会を実施
9	子ども基金による子ども・子育て支援団体の活動への支援 (子ども家庭課)	区民、地域団体、事業者より寄附を募るとともに、子育て活動団体等を支援するための助成事業を年2回、区の広報やホームページ等で募集	・第1回 助成23件(34件申請、うち2件取下げ) ・第2回 助成7件(12件申請、うち3件取下げ)	・第1回 助成13件(29件申請、うち1件取下げ) ・第2回 助成6件(14件申請、うち2件取下げ)	
10	子育て活動団体への助成 (子ども家庭課)	活動経費の一部補助	12団体	12団体	

11	世田谷区ファミリー・サポート・センター事業 (子ども家庭課)	・援助活動延件数(未就学児、就学児) ・年度末会員数(利用会員、援助会員、両方会員)	・30,648件 (23,872件、6,776件) ・7,382人 (5,351人、761人、62人)	・34,295件 (26,303件、7,992件) ・7,382人 (6,541人、780人、61人)	区委託のファミリーサポートセンターが運営、援助会員拡大のため、養成研修増や援助会員を発掘
12	おでかけひろば事業の実施 (子ども家庭課、保育課)	就学前の親子や妊婦とその家族が、身近な地域で交流や気軽な相談、子育て情報の収集ができるつどいの場を提供	・利用組数 127,460組 ・利用延人数 73,080人	・利用組数 129,095組 ・利用延人数 76,737人	・27か所(子育てステーション5か所含む)
13	子育てメッセの開催 (子ども家庭課)	子育て中の保護者等に地域の子育て情報を提供するとともに、地域子育て活動団体同士の交流を促進	来場者数 約1,800人	来場者数 約1,100人	・H29(2017)は東京都市大学二子玉川夢キャンパス・カタリストBAにて実施
14	認証取得マンションの情報提供 (住宅課)	区ホームページやリーフレットの配布等により、区民周知を行った。			
15	キッズルーム整備事業 (住宅課)	民間事業者が供給する集合住宅で一定の条件を満たしたのに対し助成	助成実績 0件	助成実績 0件	
16	認証基準による子育てに配慮した住宅供給の誘導 (住宅課)	前述NO.14、15のとおり			

評価

交流会は外出しづらい時期に安心して参加し同じような月齢の児のいる母親同士が交流できる機会として活用されている。知り合った母親同士で地域の児童館に参加するようになったケースもあった。

両親学級や妊娠期面接で、直接父親に主体的な育児参画について話をすることができた。

子育て世代が、近隣住民同士で交流できる場所は、高齢者支援に比べ、量的に少ない。また、既存の子育てサロンの枠組みに縛られず、就労している子育て中の方も参加できる夕方開催の子育てサロンなどの拡充も視野に入れる必要がある。

子育て中の保護者に、親子で楽しめる活動や子育てに関する情報を提供するとともに、親子で交流・相談できる場を提供した。

講座等を通し新規の人材を発掘するとともに、子育てひろば活動や講座での運営補助活動を通じて、子育て支援者(サポーター)と参加者の交流を促進した。

子育て支援者懇談会及び交流会を通し、地域で活動している団体及び個人間の連携を促進するとともに、区民へ地域の子育て情報を提供した。

子ども基金は、審査の結果、助成件数としては例年よりも少ない助成件数となったが、申請件数としては

例年と大きく変わることなく、一定数を保つことができた。

子育て活動団体への助成は、例年同様の申請数があり、一定数を保つことができた。

ファミリー・サポート・センター事業は、利用会員増加に伴い、援助活動延件数が平成 28 年度（2016 年度）より 10%以上増加し、地域の支援ニーズに対応した。一方、養成研修の定員を拡大したが、援助会員の増加に対し利用会員の増加が十分でなく、利用会員の要望に応えられない場合が生じた。

おでかけひろば事業は、実施施設が増えた結果、利用延人数が昨年度より増加した。

子育てメッセの開催にあたり、東京都市大学と連携し、これまでの成城ホールから二子玉川に会場を変更したことで、玉川地域の区民も参加しやすくなった。

認証取得マンションの情報提供については、区ホームページやリーフレットの配布等により、区民周知を行ったことで、一定の効果があつた。

キッズルーム整備事業は、事業者のニーズと事業内容が合致せず、申請には至らなかった。実績を踏まえ、事業の見直しを行う必要がある。

今後の予定

各事業について、継続して実施する。

子育て世代が身近な地域で集い住民同士の交流ができる場のさらなる拡充に取り組む。就労している子育て世帯の居場所づくりについて検討を進める。区内の子ども・子育て世代への支援を行う団体・機関等と連携を強化し、包括的な支援体制を進めていく。

子ども基金は、募集パンフレット等を平成 30 年度（2018 年度）より業者へ委託し、カラー版で作成するなど周知方法を改め、申請数の増加に努める。

ファミリー・サポート・センター事業については、0 歳児の預かりニーズに援助会員が積極的に対応できるよう、巡回指導員の相談・指導を強化する。

子育てメッセの開催について、今後の開催地域や内容については、より多くの団体同士が交流できるよう随時検討を行う。

東京都においても、子育てに配慮した住宅の供給促進のため、平成 28 年（2016 年）2 月より「東京都子育て支援住宅認証制度」を実施している。東京都と協議の上、東京都の認証制度を活用した補助制度を検討する。

施策 介護者への支援

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28 (2016)	H29 (2017)	
1	介護保険制度、障害福祉サービスの提供 (介護保険課、障害施策推進課)	<ul style="list-style-type: none"> ・あんしんすこやかセンター等を中心に、さまざまな問題を抱える相談者に対する支援体制の充実を図った。 ・介護保険サービスを利用せず、要介護 4 又は 5 の高齢者の介護を行っている家族等の支援として家族介護慰労金を支給 ・居宅介護等訪問系サービスが円滑に提供されるよう事業者に対する支援等を実施 ・障害福祉に係る相談体制の充実に努めた。 			

2	あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）での介護相談（介護予防・地域支援課）	身近な地区での相談窓口であるほか、平日だけでなく土曜日も開設			必要に応じ訪問による相談へ対応
---	--	--------------------------------	--	--	-----------------

評価

相談支援体制の充実を図ったことにより、若年層の介護者も含めた家族介護者の相談に応えられた。家族介護慰労金の支給により、介護者の身体的、精神的及び経済的負担を軽減でき、高齢者本人の在宅生活の継続と向上に役立った。

サービスの提供実績は増加している。今後も利用者への情報提供や事業者への支援等を行う必要がある。あんしんすこやかセンターは、相談しやすい環境を整備したことにより、問題の早期発見、早期解決につなげることができた。高齢者以外の相談も受けることで、ダブルケア（高齢者の介護と子育ての両方を行う）等の複合的な課題に関する相談もしやすくなった。

今後の予定

現在の支援体制を継続していくと共に、支援が必要とされる介護者への情報提供を積極的に行う。

あんしんすこやかセンターは、気軽に相談してもらえよう周知に努めるとともに、相談を受けるスタッフの充実も図る。

施策 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28(2016)	H29(2017)	
1	情報紙らぶらすの発行 【再掲(課題1 施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
2	“らぶらす”情報紙、HP等による情報発信 【再掲(課題1 施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
3	父親向けの育児講座の開催 (男女共同参画センター) (人権・男女共同参画担当課)	・パパ・バギーの日 ・シネマサロン(「ダブルシフト～パパの子育て奮闘記」「Mr.ホームズ」「ローラーガールズ・ダイアリー」等を上映)	・延 121 人 ・ 49 人	・延 132 人 ・ 45 人	・年 1 回 ・年 3 回 男女共同参画センター事業
4	父親向けの育児講座の開催 (児童課)	子育て支援「父親の育児参加」として年間事業計画を策定し、親子体操や父親参加のベビーマッサージ、手作りおもちゃづくりなどを実施			全児童館

5	男性のためのワーク・ライフ・バランス推進講座等の開催 【再掲(課題1施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
6	あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)いきいき講座の実施 (介護予防・地域支援課)	広く関心をもたれるテーマの講座のほか、男性対象の講座(地域デビュー、料理、体操等)などを開催			
7	介護予防:認知症ケアに関する講習会、講演の実施 (介護予防・地域支援課)	・65歳以上の区民を対象とした、介護予防普及啓発講座及び、社会参加による介護予防に関する講演会 ・認知症ケアの家族会における男性介護者に特化した家族会や勉強会			
8	子育て情報紙の発行(子ども家庭課)	発行配布先:各支所健康づくり課、生活支援課、出張所、区立保育園、区立幼稚園、私立保育園、私立幼稚園、図書館、児童館など	各 38,000 部	各 38,000 部	年 4 回
9	両親学級・ぶれパパママ講座の開催 (世田谷保健所健康推進課)	・休日開催講座	・2,646人(うちパートナ-661人、25%) ・2,953人(うち男性1,470人、49.8%)	・1,360人(うち男性609人、44.7%) ・3,117人(うち男性1,544人、49.5%)	・各支所月1回
10	男の料理教室の開催 (世田谷保健所健康推進課)	将来のことを考えた調理経験がほとんどない参加者が多かった。教室で実習した料理を自宅で作くり、家族から好評価を受けたことで自信を持ち、意欲的に参加する方が多く、欠席がほとんどなかった。	470人参加(北沢支所23回、砧支所10回)	531人参加(北沢支所23回、砧支所10回)	

評価

父親に対する主体的な育児参画促進と、母親に対する育児負担からの解放に向けた取組みを実施することにより、固定的な性別役割分担意識の解消に寄与した。

子どもとのふれあい及び父親同士の交流を図るなど、児童館特有の子育て支援に寄与することができた。

男性が参加しやすいよう講座の工夫を行い、介護等への普及啓発を図ることができた。

講演会等の開催により、社会参加による介護予防の普及啓発や介護予防・日常生活支援総合事業の周知が図れた。男性介護者に参加しやすい場を提供することで悩みやストレスを抱え込まず、介護負担の軽減を

図ることができた。

世田谷版ネウボラの特集号を設けるなど、タイムリーな情報を地域の子育て世代に届けるよう努めた。また掲載した事業への問合せもあり、子育て世代の知りたい情報を伝えることができた。

両親学級・ぶれパママ講座については、実施回数に不足はないと考える。平日開催の学級参加者が近年減少しているが、男性参加者の参加率は増える傾向であり、家族で子育てを考えるスタートとして利用されていると考えられる。

男の料理教室について、男性対象ということから初心者でも気兼ねなく料理体験ができています。また、教室制や、フォロー教室で継続することにより、仲間づくりや地域活動へとつながっている。

今後の予定

各事業について継続して実施する。

いきいき講座について、男性の介護等への参画促進を図れるよう講座の工夫や周知を行う。

男性介護者に特化した家族会の定期開催等について検討していく。

子育て情報紙について、保育園等施設の増設に伴い、平成 30 年度（2018 年度）は各号 40,500 部の発行とし、より広く区民への情報発信へ努める。

両親学級・ぶれパママ講座について、体験的なこととともに、精神的な支援の必要性等を妊婦だけでなく周囲の家族等へ伝えるための方法を検討する。

課題6 防災・地域活動等への参画促進

施策 防災・災害復興の分野への女性の参画促進

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28(2016)	H29(2017)	
1	地域防災計画や避難所運営等への男女共同参画の視点からの導入 (災害対策課)	平成28年度(2016年度)に行った地域防災計画の修正にて、女性の視点を反映した項目を記載したことを踏まえ、避難所運営マニュアル(標準版)の修正過程においても、主な修正項目として「男女共同参画」を掲げ、女性の視点を取り入れた取組み等の検討を実施			
2	地域防災計画修正段階からの女性の参画 (災害対策課)	域防災計画の修正を踏まえ、平成29年度(2017年度)に実施した避難所運営マニュアル(標準版)の修正においても、女性の視点部会委員の方からご意見を頂戴し、修正過程に参画していただいた。			
3	避難所運営マニュアル改定ワークショップの実施、研修・HUG訓練の実施 (災害対策課)	区民参加型のワークショップとし、平時より避難所運営の実務に携わっている町会関係者が参加	未実施	24人参加	年1回
4	防災・地域活動関連講座等の開催 (人権・男女共同参画担当課)	らぶらす防災講座の実施	53人参加	72人参加	年1回 男女共同参画センター事業
5	復興住宅計画への反映 (住宅課、都市計画課)				

評価

世田谷区地域防災計画の平成29年(2017年)修正に合わせて、区の防災会議において女性の視点部会を設置し、災害対策全般に女性の視点を反映させるための検討が行われた。これをふまえて、避難所運営マニュアル(標準版)等各種マニュアルへ女性の視点の反映が図られた。

男女共同参画の視点から、数多くのご意見をいただくことができ、より女性の視点を重視したマニュアルの修正が達成できた。

避難所運営マニュアル(標準版)の修正過程において、より多くの女性が参画し、意見交換等ができた。女性の視点を活かした防災講座を実施することで、防災・災害分野への男女共同参画の視点の重要性を周知することができた。

昨年度見直しされた「避難所運営マニュアル(標準版)」において、「避難所の各担当責任者や各担当員に、女性が少なくとも3割以上は参画することが望ましい」旨が明記されるなど、計画的に推進されている。

今後の予定

今後修正していく計画やマニュアルについても、引き続き、男女共同参画の視点を反映できるよう努めていく。また、地域で災害時のリーダーとしての役割を果たす女性の育成について検討を行い、研修を実施する。

継続して、女性の視点を活かした防災講座を実施する。

修正されたマニュアルをもとに、各避難所単位での避難所運営体制の充実をめざす。

都市復興プログラム実践訓練をはじめ、防災活動を行っている区民や団体を対象とした勉強会・研修会・訓練等において、男女共同参画の視点の啓発を図る。

施策 地域活動への参画支援

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28 (2016)	H29 (2017)	
1	企画講座の開催 (各総合支所地域振興課)	公募された区民による区民企画講座及び、職員による地域資源や人材を活用した講座の実施	・各支所区民企画講座 年1本程度 ・職員による講座年3本程度	・各支所区民企画講座 年1本程度 ・職員による講座年3本程度	
2	生涯学習セミナー (各総合支所地域振興課)	55歳以上の区民を対象に「生きがいを求めて、ともに学び、新しい友だちをつくる」ことを目的として、健康や地域を知るための講座、施設見学などを実施	各支所 全15回程度	各支所 全15回程度	
3	生涯現役ネットワークへの支援 (市民活動・生涯現役推進課)	中高年齢者が、健康を維持しながら経験や知識を活かし、地域社会を支える側として活躍できるよう、「せたがや生涯現役ネットワーク」への支援を通して地域活動への参加を促進			シニアの社会参加促進事業「せたがやシニア現役プロジェクト」、地域活動団体PRイベント「大人の学園祭」を実施
4	生涯現役情報ステーションでの地域活動団体等に関する情報発信 (市民活動・生涯現役推進課)	・高齢者に対する情報の提供として、分野別の情報の収集、展示を実施 ・無料のWiFi環境の開放や閲覧用PCの設置により、紙媒体だけではなく、インターネットからの情報収集も可能となるよう環境を構築			

5	NPO等市民活動に関する相談 (市民活動・生涯現役推進課)	団体設立や活動初期の団体運営等に関する課題について相談支援事業を実施	55件	63件	
6	防災・地域活動関連講座等の開催【再掲(課題6施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
7	総合型地域スポーツ・文化クラブの支援 (スポーツ振興課、スポーツ振興財団)	・総合型地域スポーツ・文化クラブに対する物品貸付を実施 ・学校や地域にクラブの目的や活動を周知			
8	区民農園 (都市農業課) 体験農園 (都市農業課)	・区民や団体に対し農園を区画単位で貸し出し、野菜づくり等を通して、土に親しむ機会を提供する。 ・農家が自ら開設し管理を行い、区民は農家の指導を受けながら一連の農作業を体験する。	・21園農園、942区画 ・開設4園、97区画、97名利用	・21園農園、961区画 ・開設4園、111区画、111名利用	
9	区民講師による出前講座の実施 (消費生活課)	・消費生活に関する出前講座 ・区民講師の育成を目的としたステップアップ講座の実施 ・フォローアップ研修	・64回実施、受講者数2,251人、派遣講師数延240人 ・18名参加、修了14名 ・全3回延参加者73人	・47回実施、受講者数1,513人、派遣講師数延175人 ・17名参加、修了9名 ・全3回延参加者88人	・学校やPTA、地域の学習会、通所介護施設等に区民講師を派遣 ・全20回 ・区民講師登録者対象
10	地域支えあい活動の支援 (世田谷区社会福祉協議会)	活動が行える活動拠点の管理運営のほか、活動に使用できる場の確保に努めた。「地区サポーター」の拡充も、サロン等の活動へ繋いでいる。 ・活動登録グループ ・活動拠点管理運営 ・活動場所の確保 ・地区サポーター登録	・710団体	・727団体 ・23ヶ所 ・185ヶ所 ・589人	

11	住民主体・住民参画による介護予防 (介護予防・地域振興課)	・住民参加による高齢者の活支援や住民主体による通いの場づくり等、住民の地域活動への参画支援 ・重りを使った体操の普及啓発により、住民が主体的に参画する地域活動の支援			
12	子育てサポーターの人材発掘と参画の場の提供 【再掲(課題 5 施策)】 (児童課)				
13	子育て支援者養成研修 (子ども家庭課)	・児童虐待予防基礎講座 ・講師派遣 ・出前型研修	・4回 ・16回 ・3回	・3回 ・16回 ・3回	

評価

講座を機会として同一の活動を起こすきっかけや地域での仲間づくりを行った。また講師に地域で活躍する方を迎え、地域活動団体の紹介等を行うことで地域活動への理解を深めた。

生涯学習セミナーを通し、地域の歴史や自然に触れることで地元地域への関心を高めた。また、修了後の自主サークル活動を通して地域活動への参加を進めていく。

各種講座やPRイベントの開催を通じて、中高年齢者の地域活動の参加促進を図ることができた。

「生涯現役情報ステーション」は、展示スペースが広く、高齢者向けの情報が一つの場所で網羅できるような場所となっている。また、紙媒体や閲覧用PCの設置だけでなく、無料のWiFi環境の提供を開始したことにより、より多くの人々が最新の情報にアクセスできるようになった。

主にこれから活動したい方や活動初期の団体運営の課題についての支援を行うことで、地域活動への参画や活動団体の運営基盤安定化に寄与することができた。

クラブに対する物品貸付を行うことによって、様々な世代が参加するクラブ活動が円滑に活動できるような支援を行えた。学校や地域にクラブの目的や活動を周知することにより、学校との円滑な連携、地域へのクラブの目的や活動の理解促進を図ることができた。

区民農園については、区民ニーズが高く、多くの待機者も抱えており、農業に対して興味・関心を持ってもらう一つのきっかけとなる事業として実施することができた。体験農園については、親子・家族での利用など、さまざまな区民に体験農園を利用していただき、地域の農園の運営に寄与できた。

消費生活に関する出前講座を、多様な実施主体に対し行うことができた。また、区民講師の登録者は、女性が7割を越えており、地域における積極的な活動の支援を実現できている。

地域支えあい活動グループについては、全体的な団体数は微増であったが、廃止になる団体も少なくない。引き続き、廃止となる前の継続支援を行なうと同時に団体のPRにも力を入れ、参加者やスタッフなど地域活動へ参画する住民を増やしていく必要がある。

講演会等の開催により、社会参加による介護予防の普及啓発や総合事業の周知が図られ、住民主体・住民参画による介護予防を促進することができた。

子育て支援者養成研修は、関係機関を対象とした基礎講座のほか、講師の派遣、出前型研修を実施し、児童虐待に関する理解と知識を深めることができた。

今後の予定

各事業について、継続的に実施する。

生涯現役情報ステーションについては、今後情報の提供だけでなく、ステーションの運営ボランティアを中心とした、利用者の地域活動への参加支援も検討していく。

既存の総合型地域スポーツ・文化クラブへの物品貸付の継続実施を行う。また学校を拠点とした新規クラブの新設に取り組み、地域コミュニティづくりを図っていく。

地域支えあい活動の支援については、サロン等が不足する空白エリアに対し、地区サポーターや資源開発事業で把握した社会福祉法人の施設等の場を活用し居場所づくりを進めていく。

総合事業の多様なサービスの充実及び、社会参加による介護予防について普及啓発を実施し、高齢者の地域活動への参画を推進していく。

虐待予防基礎講座については、基礎知識に加えて、現場等が必要な知識を考慮した研修内容としていく。

施策 地域活動における女性リーダーの育成支援

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28(2016)	H29(2017)	
1	町会・自治会長の女性割合状況調査の実施 (人権・男女共同参画担当課)	地域活動における女性リーダーの参画状況について実態を把握し、課題解決に取り組む。	8.6%	11.7%	
2	防災・地域活動関連講座等の開催 【再掲(課題6 施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
3	防災士資格取得助成事業の実施(女性枠の拡充) (災害対策課)	・避難所運営本部組織の強化のため、組織における人材育成の一環として防災士資格の取得をした区民に対し、受講料を助成 ・平成28年度(2016年度)からは、避難所運営に女性の視点を取り入れるため、助成対象に女性枠を設け、女性リーダーの育成を実施	助成対象者 9名 (そのうち 女性が7名)	助成対象者 12名 (そのうち 女性が5名)	
4	避難所運営組織における女性リーダー育成研修の実施 (災害対策課)	「女性防災リーダー育成研修」の実施に向けた検討を行った。			研修は実施せず、平成30年度(2018年度)以降予定している。

評価

前年度と比較し、町会・自治会長の女性登用率は向上している。

防災士資格取得助成事業について、平成29年度(2017年度)は助成対象者の半数近くが女性であり、女性視点の避難所運営に必要な女性リーダーの育成をすることができた。

「女性防災リーダー育成研修」の実施に向けて、研修目的や対象、プログラム案などについて検討を行い、次年度につながる意見交換等ができた。

今後の予定

継続して町会・自治会長の女性割合状況調査を実施し、状況に合わせて、地域活動における女性リーダーの参画に取り組む。

防災士資格取得助成事業について、今後も引き続き女性枠を設けて、更なる女性リーダーの育成に努めていく。

平成30年度(2018年度)上半期を通して、研修プログラムを構築し、下半期より区内在住の女性を対象とした研修を実施する。

施策 男性の地域活動への参画支援

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28(2016)	H29(2017)	
1	企画講座の開催 【再掲(課題6 施策)】 (各総合支所地域振興課)				
2	生涯学習セミナー 【再掲(課題6 施策)】 (各総合支所地域振興課)				
3	生涯現役ネットワークへの支援 【再掲(課題6 施策)】 (市民活動・生涯現役推進課)				
4	防災・地域活動関連講座等の開催 【再掲(課題6 施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
5	男性のためのワーク・ライフ・バランス推進講座等の開催 【再掲(課題1 施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
6	区民農園・体験農園 【再掲(課題6 施策)】 (都市農業課)				
7	地域福祉アカデミー (世田谷区社会福祉協議会)	地域福祉活動人材の確保・育成や高齢・障害・子ども・地域福祉・医療等の各種分野を包括的に捉える福祉意識の醸成、活動スキルの習得を目的に実施	受講者 29人	受講者 23人	
8	子育て支援者養成研修 【再掲(課題6 施策)】 (子ども家庭課)				

9	「男性のための健康教室」の実施 (世田谷保健所健康推進課)	壮年期世代を対象とした講座のうち、男性の健康をテーマとした講座を児童館と協働で開催	4 回開催、 延 49 人参加	4 回開催、 延 67 人参加	壮年期講座は児童館等と連携して、個別にテーマを設定して実施する。
10	区立小・中学校の P T A や「おやじの会」活動の活性化・参画促進 (生涯学習・地域学校連携課)	・おやじの会情報交換会を「オール世田谷おやじの会」との共催で実施 ・区立世田谷区小学校 P T A スポーツ大会の開催	・41 人参加、 年 1 回 ・延 1,11 人参加	・41 人参加、 年 2 回 ・延 957 人参加	
11	「おやじの会」等が企画・運営し、親と子どもを参加対象にしたイベントの開催 (生涯学習・地域学校連携課)	おやじと子どもフェスタを「オール世田谷おやじの会」との共催で実施	約 3,000 人参加	約 3,000 人参加	年 1 回

評価

地域包括ケアシステムの深化に向け、地域福祉分野を横断的・包括的に学べる講座を設定し、より実践的なフォローアップとしてアドバンス講座を実施した。専門性の高い講座内容から活動としての地区への繋ぎ先に課題があり、講座の初期から地区や地域との連携が不可欠である。

壮年期講座について、男性健康教室（パパモ）に参加する方も対象にすることで、男性の参加を促した。おやじの会情報交換会について、アンケートでは「他校おやじの会の活動を知ることができて非常に参考になった」「共有できた会員の集めのテクニックを早速使いたい」など、各おやじの会の活動にとって有意義な情報交換ができたことが伺えた。P T A スポーツ大会については、多数の学校の P T A 男性会員が参加し、当初の目的を達成することができた。

おやじと子どもフェスタについて、子ども達がステージでの発表や手作り工作など、様々な体験をすることができたと同時に、各校のおやじの会も手作り工作等で参画し、おやじの会が相互に交流する機会にもなった。

今後の予定

社協本部で実施してきた地域福祉アカデミーと傾聴講座は、より身近な参加しやすい地域圏域での実施とし、地域活動に参画する人材の量的確保を進め、活動人材の裾野を広げる取組みを実施していく。地区サポーターの活動領域に災害時活動を増やし、災害時の活動人材としての拡充を図る。

世田谷保健所健康推進課が実施する壮年期講座については、数多くある児童館と連携することで多くの講座を開催することが可能であり、児童課との連携を強化していく。

平成 29 年度（2017 年度）のアンケートで把握した各おやじの会のニーズを事前調査票等にも反映し、より活発な情報交換ができるように努める。P T A スポーツ大会についても同様に、世田谷区小学校 P T A スポーツ大会実行委員会と共催で事業を実施し、男性保護者同士の親睦を深める機会を提供していく。

今後もオール世田谷おやじの会と協力し、子ども達が様々な体験ができる場、おやじの会等の交流を深める機会として発展できるように努める。

施策 高齢者の社会参画の促進

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28(2016)	H29(2017)	
1	生涯現役ネットワークへの支援 【再掲(課題 6 施策)】 (市民活動・生涯現役推進課)				
2	ミニ面接会の開催 【再掲(課題 3 施策)】 (世田谷区産業振興公社)				
3	高齢者の就業相談の実施 (世田谷区産業振興公社、世田谷区シルバー人材センター)	キャリアカウンセリングの実施	303 件 (全 1,951 件)	223 件 (全 1,682 件)	応募書類の書き方や面接対策、キャリアプランについての相談が多かった。
4	住民主体・住民参画による介護予防 【再掲(課題 6 施策)】 (介護予防・地域支援課)				

評価

確実な就労につなげるため、継続して相談を利用するよう促した。雇用市場が改善されていた中で、平成 29 年度 (2017 年度) の就職件数は、ほぼ前年並みであった。

平成 29 年 (2017 年) 7 月 10 日女性会員対象の浴衣の着付け講習会は講習会終了後、一般区民を交え交流や懇談をし、センターの PR ができた。平成 29 年 (2017 年) 11 月 15 日女性班長対象の懇談会は女性班長 (会員) から活動内容、会員拡大や就業機会の確保等について要望や意見を直接聞くことができた。

今後の予定

より多くの高齢者の利用を増やし、セカンドキャリアの実現に向けて寄り添った支援を行えるよう努める。一般区民を交えた会員交流や、家事援助就業中の女性会員等に、会員拡大や魅力あるシルバー人材センターづくりのために、要望や意見を聞く場をつくっていく。

基本目標 女性に対する暴力の根絶

日本国憲法においては個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、「DV防止法」では、「配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」として、「人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である」とうたっています。

しかしながら、配偶者等からの暴力、ストーカー行為をはじめ、女性への人権侵害は今なお深刻な社会問題であることから、女性に対する暴力の根絶をめざすことであらゆる暴力の根絶をめざします。

【数値目標】

	指標	プラン策定時 実績	直近の実績	目標 (平成 38 年度) (2026 年度)
7	DV防止法の認知度 (「法律名も内容も知っている」と回答した人の割合)	平成 26 年度 (2014 年度) 34.3%	平成 30 年度 (2018 年度) 31.2%	60%
8	「DVが 100%加害者に責任があり、許せないものである」と考える人の割合	平成 26 年度 (2014 年度) 51.0%	平成 30 年度 (2018 年度) 61.5%	80%
9	デート DV の 出前講座実施校数	平成 27 年度 (2015 年度) 中学校 : 6 校 高等学校 : 4 校	平成 29 年度 (2017 年度) 中学校 : 3 校 高等学校 : 5 校	中学校 : 10 校 高等学校 : 10 校

【平成 29 年度 (2017 年度) の主な取組みと評価】

・DV被害者支援においては、各種相談事業と、男女共同参画センター施設運営事業の一本化による相談事業見直しを行い、相談体制の充実に努めるとともに、各総合支所保健福祉センター生活支援課で、被害者の安全確保と支援及びそれらの体制整備を行った。また、庁内研修や連絡会の実施などにより、職員の対応能力の向上や、警察署や民間支援団体等、関係機関とのネットワークの強化に努めるとともに、庁内関係所管により、区における配偶者暴力相談センター機能の整備について検討を行った。

・DV防止啓発物の作成、配布と、学校における出前講座を組み合わせ、若年層からのデートDV・DV防止の啓発に努めてきた。啓発物においては、同性間でのDV・デートDVも存在することや、女性から男性へのデートDVの例の紹介も実施している。「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」(平成 26 年度 (2014 年度))と「区民意識調査 2018」(平成 30 年度 (2018 年度))の回答内容において、DV防止法について「法律名も内容も知っている」と回答した人の割合は 34.3%から 31.2%となり、法の詳細についての認知度は向上には至らなかった。しかし、「DVが 100%加害者責任であり許せないものである」と回答した区民の割合は、51.0%から 61.5%へと 10 ポイント以上の増となり、DVに関する区民の関心は増加している。また、婦人相談員が対応したDV相談は、平成 28 年度 (2016 年度)の 1,359 件から平成 29 年度 (2017 年度)は 1,311 件に、DV電話相談の対応数は、533 件から 395 件にそれぞれ減少しているが、東京都 (東京都女性相談センター、東京ウイメンズプラザ)におけるDV相談件数の合計は平成 28 年度 (2016 年度)の 51,357 年から 51,935 件と 1.1%増加 (東京都ウェブサイトより) また、警視庁におけるDV相談件数は、平成 28 年度 (2016 年度)6,819 件だったものが平成 29 年度 (2017 年度)には 8,471 件と 24.2%増加 (警視庁ウェブサイトより) しており、区民のDV被害者が大きく減少したとは考えられない。区は、配偶者暴力相談支援センターの機能整備をはじめとして、支援に関する具体的な仕組みや課題解決に向けた体制づくりに取り組む必要がある。

・若年層への啓発に向け、学校での取組みは重要であるが、平成 28 年度（2016 年度）のデートDVの出前講座実施校数は、平成 27 年度（2015 年度）の 10 校（中学校 6・高等学校 4）から平成 29 年度（2017 年度）は 8 校（中学校 3・高等学校 5）に減少している。アサーティブ・トレーニングや性的マイノリティへの理解促進等、男女共同参画に資する他の内容との競合も見られ、用途を確定した予算の確保など、確実な実施に向け取り組む必要がある。

課題7 配偶者等からの暴力(DV)の防止

施策 暴力の未然防止と早期発見

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28(2016)	H29(2017)	
1	DV防止啓発物の充実 (人権・男女共同参画担当課)	・リーフレット増刷 ・カード増刷 ・ハンドブック増刷 ・小冊子増刷	- ・5,000部 ・6,970部	・5,000部 - -	・日本語版 5,400部、英語・中国語・ ハングル版 1,570部
2	デートDV防止リーフレットによる若年層への啓発 (人権・男女共同参画担当課)	主にデートDV防止出前講座にて配布し、啓発を実施	高校7校、 1,282人	高校6校、 963人	
3	DV等暴力防止・被害者支援 関連講座等の開催 (人権・男女共同参画担当課)	・離婚をめぐる法律講座 ・大学生のDV防止ファシリテーター養成講座	- ・延39人、 全12回	・延68人、 年1回 ・延22人、 全6回	男女共同参画センター事業
4	区内中学・高校等との連携・協働によるデートDV防止講座等学校出前事業の拡充 (人権・男女共同参画担当課)	デートDVをテーマにした講座の実施	11校、 1,817人 参加	8校、 1,462人 参加	男女共同参画センター事業
5	情報紙らぶらすの発行 【再掲(課題1施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
6	“らぶらす”情報紙、HP等による情報発信 【再掲(課題1施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
7	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供 【再掲(課題1施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
8	パンフレット等の発行(「子ども虐待防止ハンドブック」、「初期対応マニュアル」等) (子ども家庭課)	・「子どもの虐待防止ハンドブック」や「初期対応マニュアル」を活用した、関係機関への講師派遣 ・出前型研修の開催	・16回 ・3回	・16回 ・3回	

評価

デートDV防止啓発リーフレットを増刷し、デートDV出前講座等で配布を行うことで、若年層へのデートDV防止に向けて働きかけることができた。

講座の実施とあわせてリーフレットを配布することで、DVを防止する意識づくりの啓発をより深めることができた。

講座を実施することで、DV被害者への支援、DV未然防止のため若年層への働きかけを行うことができた。

区内中学・高等学校と連携して、講座を実施し、人権尊重及び男女共同参画（デートDV）の理解を深めることができた。

関係者向けマニュアル、パンフレットの配付と、マニュアルを活用した研修を実施し、気付きのポイントや初期対応の大切さの理解を深めることができた。

今後の予定

継続して、デートDV防止啓発リーフレットを配布するとともに、DV防止カード、DV防止ハンドブック、DV防止啓発小冊子について適切に内容の見直しを行った上で増刷し、啓発に努める。

継続して、デートDV防止出前講座において、デートDV防止リーフレットを配布し、啓発に努める。

継続して、「離婚をめぐる法律講座」「大学生のDV防止ファシリテーター養成講座」を実施する。

平成30年度（2018年度）は、学校出前講座を年12校実施する。

「子ども虐待防止ハンドブック」、「初期対応マニュアル」等のほか、関係機関等にあわせた資料により研修内容を充実させる。

施策 相談体制の充実

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28 (2016)	H29 (2017)	
1	家庭相談の実施 (各総合支所保健福祉センター生活支援課)	養育費、離婚、相続等、家庭生活の法律的な問題について対応	2,389件	2,417件	
2	女性相談の実施 (各総合支所保健福祉センター生活支援課)	女性が社会生活を営むうえでの問題全般に応じる中で、DV相談にも対応	780件	649件	
3	女性のための悩みごと相談 DV電話相談 (人権・男女共同参画担当課)	・女性が暮らしのなかで抱えるさまざまな悩みごと ・DV被害者のほか、家族、知り合い等の周囲の方々からの相談	・367件 ・533件	・403件 ・395件	男女共同参画センター事業
4	相談事業の充実と総合案内機能の検討 (人権・男女共同参画担当課)	相談事業の見直しを行い、相談事業と男女共同参画センター施設運営の事業者を一本化			男女共同参画センター事業
5	DV相談カード及びデートDV相談カードの区内施設内トイレ及び医療機関への設置 (人権・男女共同参画担当課)	各総合支所、子ども子育て総合センター、男女共同参画センター、保健センター、図書館、子育てステーション、区内救急病院にDV相談カードを配布し、施設内女子トイレに設置を依頼			

評価

家庭内の困りごとなどについて、調停申し立てや、法律相談を受ける前の問題整理ができる機会として家庭相談を案内し、相談に応じることができた。

女性相談の一環として、配偶者等からの暴力（DV）に関する相談にも対応することができた。相談事業を実施することで、DV被害者が一人で悩むことなく支援につながるよう支援することができた。相談、講座、情報収集・提供を有機的につなげる環境を整備することができ、相談事業の充実を図ることができた。

被害女性が加害者の目を気にすることのない女子トイレにDV相談カードを設置することで、早期発見に向けた働きかけができた。

今後の予定

家庭相談を継続して実施する。家族関係が多様化していくなかで、法律的な問題についての助言指導を実施する。

女性相談を継続して実施する。女性が自らの意思に基づいて、個性と能力を発揮し、多様な生き方を選択することができるよう支援していく。

継続して、女性のための悩みごと相談、DV電話相談を実施する。

平成30年度（2018年度）は、男女共同参画センターの3つの基本機能である《講座・研修》《情報収集・提供》《相談》を有機的につなげることにより、一体的で切れ目のない支援をめざす。相談員のための研修やカンファレンスを実施することで、相談の質の向上に努める。

継続して、各施設内女子トイレへDV相談カードの設置を依頼する。

施策 被害者の安全確保と体制整備

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28(2016)	H29(2017)	
1	配偶者等暴力相談の実施(被害者の安全確保に向けた周知や情報提供を含む) (各総合支所保健福祉センター生活支援課)	・ 婦人相談員によるDV相談を実施 ・ DV被害者とその子どもなどの安全確保等の支援に、関係機関と連携を図り取組み	1,359件	1,311件	
2	配偶者暴力相談支援センターや民間シェルター等への緊急一時保護の実施 (各総合支所保健福祉センター生活支援課)	・ DV被害者とその子どもなどの安全確保のため、一時保護を実施 ・ 婦人相談員が保護施設入所等、必要な支援を実施	52件	45件	
3	子ども家庭支援センターによる支援 (各総合支所保健福祉センター生活支援課)	相談者の意向を確認し自己決定に基づき支援			

評価

区内外の関係機関と連携し、DV被害者の安全確保等、必要な支援を行うことができた。

多様化する相談内容に対して、行政としてできる支援の説明をして、相談者に寄り添ったきめ細やかな支援を実施した。

今後の予定

DV被害者とその子どもなどの安全確保等の支援に、関係機関と連携を図り、適切な支援を行う。

緊急の保護が必要なDV被害者の相談に応じ、一時保護を実施、適切な支援を行う。

今後ますます多様化するであろう相談内容に対して丁寧に対応していく。

課題 8 DV被害者支援の充実

施策 被害者支援の充実

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28(2016)	H29(2017)	
1	配偶者等暴力相談の実施（被害者の安全確保に向けた周知や情報提供を含む） 【再掲(課題 7 施策)】 (各総合支所保健福祉センター生活支援課)				
2	配偶者暴力相談支援センターや民間シェルター等への緊急一時保護の実施 【再掲(課題 7 施策)】 (各総合支所保健福祉センター生活支援課)				
3	子ども家庭支援センターによる支援 【再掲(課題 7 施策)】 (各総合支所保健福祉センター生活支援課、各総合支所保健福祉センター健康づくり課)				
4	女性のための悩みごと相談 DV相談の実施 【再掲(課題 7 施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
5	相談事業の充実と総合案内機能の検討 【再掲(課題 7 施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
6	DV被害者への同行支援の充実 (人権・男女共同参画担当課)		2件(人) 計3回	1件(人) 計2回 (事前協議1回、 同行支援1回)	
7	東京都の配偶者暴力相談支援センターとの連携の在り方と配偶者暴力相談支援センター機能の検討 (人権・男女共同参画担当課)	世田谷区における配偶者暴力相談支援センター機能の整備について検討			
8	DV等暴力防止・被害者支援関連講座等の開催 【再掲(課題 7 施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				

評価

DV被害者に対し、同行により生活再建に向けた手続き等を支援することで、DV被害者の自立した社会生活の促進を図ることができた。

DV被害者支援の対応力強化、支援体制の拡充に向けた検討を行うことができた。

今後の予定

継続して、DV被害者への同行支援の充実のため、事業委託を行う。

平成30年(2018年)12月3日から、配偶者暴力相談支援センター機能を整備する。

施策 被害者の中長期的支援(生活再建の支援)

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28(2016)	H29(2017)	
1	DV被害者保護のための生活面での支援(生活保護や子どもの安全な転校支援) (各総合支所保健福祉センター生活支援課)	・ 婦人相談員によるDV・相談を実施 ・ 相談者の意向を確認し自己決定に基づき、関係各機関と連携し支援	1,359件	1,311件	
2	子ども家庭支援センターによる子育て支援 (各総合支所保健福祉センター生活支援課、各総合支所保健福祉センター健康づくり課)	・ 相談 ・ シェルターへの緊急一時保護件数	・ 1,359件 ・ 52件	・ 1,311件 ・ 45件	
3	暴力被害者に対する健康問題及び回復に関する相談 (各総合支所保健福祉センター健康づくり課)	・ 窓口や電話相談、関係機関等から相談が入った際には、地区担当保健師による個別支援を実施 ・ 子どもがいる場合は、子ども家庭支援センターと連携し対応			
4	DV等暴力防止・被害者支援関連講座等の開催 【再掲(課題7施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
5	DV被害者に対する特例的な国民健康保険証の交付 (国保・年金課)	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援センターの女性相談員等を通して交付			
6	公営住宅への単身入居機会の提供 (住宅課)	区営住宅の募集でDV被害者の申し込みについて(戸籍上離婚していなくとも可)案内			

評価

婦人相談員によるDV相談について、多様化する相談内容に対して行政としてできる支援の説明をして、相談者に寄り添ったきめ細やかな支援を実施した。

国保・年金系の窓口においてもDV被害者の支援は状況に応じた必要な支援を関係機関と連携しながら進める必要がある。

各総合支所子ども家庭支援センターと連携し、被害者支援の充実を図ることができた。

今後の予定

各事業を継続して実施する。

今後ますます多様化するであろう相談内容に対してスキルアップの機会を拡充し、正確かつ丁寧に対応していく。

DV被害者が公営住宅への申し込める環境は整備できているので、申し込みがある場合には適切に取り扱っていく。

施策 被害者の子どもへの支援

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28(2016)	H29(2017)	
1	子どもの人権擁護機関「せたホッと」相談・救済事業 (子ども家庭課)	相談内容に応じて、関係機関との連携により対応	309件	320件	新規相談
2	子どもの就学、転校の配慮 (学務課)	子ども家庭支援センター・児童相談所や、学校・他自治体等と連携しながら、DV被害者の子どもの就学機会の確保に向けて、相談・受付業務実施			

評価

相談件数が年々増加しており、広報や啓発活動を通じて、「せたホッと」に対する認知が広まりつつある。また、必要に応じて関係機関と連携を図りながら、対応を行うことができた。

各関係機関と密接に連携し、通常であれば保護者や学校間でやりとりする転学関係書類を教育委員会経由とする等、児童・生徒の状況に応じた配慮を行い、円滑に就学・転校の手続きを行うことができた。

今後の予定

引き続き、広報・啓発活動に努め、「せたホッと」の認知度の向上を図っていくとともに、相談内容に応じて関係機関との連携により対応を行っていく。

DVにより住民登録できない区内に居住している保護者の子どもを区立小・中学校に入学又は転校させたい場合の相談・受付について、引き続き、各関係機関と密接に連携し、慎重な対応を継続していく。

施策 支援体制の充実と関係機関との連携強化

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28(2016)	H29(2017)	
1	住民票等の交付拒否による保護と支援措置 (住民記録・戸籍課)	・DV・ストーカー等の加害者が被害者の住所を探索する目的で住民票の写し等の交付等の請求があった場合、不当な目的があるとして拒否をした。 ・ガイドラインに基づき、支援措置情報の提供を必要とする所管課へ情報提供をした。	-	・2件	平成29年(2017年)12月1日現在の支援措置対象者数：864人 除票者を除く

2	DV被害者への同行支援の充実 【再掲(課題8施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
3	区職員向けDV被害者対応の手引き配付 (人権・男女共同参画担当課)	・「DV被害者対応職員ハンドブック」の改訂、関係窓口所管を中心とした全庁に配布した。 ・庁内イントラネットにも掲載を行うことで、直接的な関係が薄く配布部数が少ない課においても確認ができるようにした。			
4	区職員へのDV防止研修の実施 (人権・男女共同参画担当課)	・DV防止職員研修 ・DV被害者支援者研修	・51人 ・14人	・47人 ・24人	
5	DV被害者支援団体連絡会の開催 (人権・男女共同参画担当課)	・DV被害者の支援に携わる民間団体、区職員、関係機関による連携会議 ・連携会議とあわせてDV被害者支援者研修を開催	・14人	・24人	・年2回
6	DV防止ネットワーク会議の開催 (人権・男女共同参画担当課)	区及び関係団体、関係機関等が配偶者からの暴力等の防止並びに被害者の早期発見及び保護をめざし、並びにこれらの問題に対する認識及び相互の連携を図る。	年2回	年2回	
7	区民・団体によるDV被害者支援及び支援者養成活動への支援 (人権・男女共同参画担当課)	DV被害者支援団体連絡会において、DV被害者支援スキルの更なる向上のために研修会を実施			
8	要保護児童支援協議会、要保護児童支援地域協議会の開催 (子ども家庭課)	関係機関の代表者による全区協議会と、各地域の関係機関による地域協議会を開催し、早期発見を早期支援につなぐための関係機関のネットワークの強化を図った。	・全区2回 ・地域13回 ・テーマ別部会2回 ・進行管理会議18回	・全区2回 ・地域12回 ・テーマ別部会2回 ・進行管理会議18回	

評価

DV・ストーカー等被害者への支援措置情報の活用ガイドラインに基づき、庁内の支援措置情報を必要とする所管課へ情報提供ができ、連携が強化された。

「DV被害者対応職員ハンドブック」の全庁配布及び庁内イントラネットへの掲載を行ったことで、関係所管のみならず、区職員全体のDV被害者対応力の向上を図ることができた。

DVに関する基礎知識、DV被害の現状や防止への取組み、DV被害者への対応について学び、職員の資質向上を図ることができた。また、様々な所管の職員が同時に学ぶことで、他所管での対応状況に対する理解が深まったため、今後の連携に期待ができる。

DV被害者の支援に携わる民間団体、区職員、関係機関による連携会議を実施、情報交換や意見交換を行うことで連携を強化することができた。

区及び関係団体、関係機関等による会議を実施、区の実務状況の報告や事業の紹介等を行うことで、問題に対する認識を深めてもらうとともに、相互の連携を図ることができた。

DV被害者支援団体連絡会構成メンバーを中心に、それ以外の区関係所管にも参加を呼びかけ実施することで、DV被害者支援対応力の強化と連携の促進を図ることができた。

全区協議会では、「児童福祉法改正における『子どもの権利擁護』について」と「虐待と子どもの権利擁護」をテーマに講演を行い、代表者の理解の促進を図ることができた。地域協議会では関係機関の実務担当者がグループワーク等を行うことで、顔の見える関係を作ることができた。

今後の予定

各事業を継続して実施する。

継続して「DV被害者対応職員ハンドブック」を取組みにあわせて改定を行い、全庁に配布を行う。

継続して、全区職員を対象としてDV防止研修を実施する。

各連絡会、協議会を継続して実施する。

施策 高齢者、障害者の被害者への支援

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28(2016)	H29(2017)	
1	障害者虐待防止対策 (障害施策推進課)	新たに「区民ふれあいフェスタ」(障害者雇用促進フォーラム)と連携して情報コーナーや相談コーナーを設置し、区民周知を図った。			
2	高齢者虐待対策事業 (高齢福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢の被虐待者の入所措置として福祉緊急対応、緊急一時宿泊を実施 ・高齢者虐待対応担当者会を実施 ・高齢者虐待対策地域連絡会を実施 ・高齢者虐待対応研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・年2回 ・年3回 	<ul style="list-style-type: none"> ・年2回 ・年3回 	

評価

区民が来場しやすいイベントと新たに連携することで、これまで障害者の虐待に触れる機会の少なかった方々への周知に繋げることができた。

高齢者の各施設へ入所措置を行い、被虐待者の保護を行うことができた。

高齢者虐待対応担当者会、連絡会で前年度の取組みへの各委員、学識経験者等の意見、今年度の計画の共有ができた。

高齢者虐待対応研修を実施し、高齢者虐待に対する知識を深めることができた。

今後の予定

イベント等の連携方法などを工夫しつつ、引き続き、障害者の虐待防止に向け区民等への周知に努める。

高齢の被虐待者の施設への入所措置を行う。高齢者虐待対策地域連絡会や高齢者虐待対策検討担当者会を実施、同様に研修も開催し、更なる啓発活動を進めていく予定である。

施策 男性、性的マイノリティの被害者への支援

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28(2016)	H29(2017)	
1	家庭相談の実施 【再掲(課題7施策)】 (各総合支所保健福祉センター生活支援課)				
2	DV相談の実施 【再掲(課題7施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
3	性的マイノリティの相談、居場所事業の充実 (人権・男女共同参画担当課)	・相談事業「セクシュアル・マイノリティのための世田谷にじいろひろば電話相談」 ・居場所事業「セクシュアル・マイノリティのための世田谷にじいろひろば交流スペース」	・未実施	・相談実績 35件 ・参加者 延61人	H29(2017) 開始 男女共同参画センター事業
4	DV被害者への同行支援の充実 【再掲(課題8施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
5	DV被害者支援団体との連携 (人権・男女共同参画担当課)	・DV防止ネットワーク会議 ・DV被害者支援団体連絡会			年2回
6	広報紙・ホームページでの啓発 (人権・男女共同参画担当課)	区の広報及び区HPにおいて周知、啓発を行った。			
7	情報紙「らぶらす」の発行 【再掲(課題1施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
8	“らぶらす”情報紙、HP等による情報発信【再掲(課題1施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
9	男性が相談しやすい相談事業の充実 (人権・男女共同参画担当課)	平成30年度(2018年度)より、男性のための専用相談を開設するための体制整備を実施			男女共同参画センター事業

評価

DV相談を実施することで、DV被害者支援に寄与した。

潜在的で深刻化しやすい性的マイノリティのDV被害者が相談しやすい環境を整備することで、支援をすることができた。

それぞれの会議において、DV被害者支援団体を始め、区関係所管、関係機関・団体に区の取組み事業に

ついて報告する等情報共有を行ったことで、連携強化を図ることができた。

平成 30 年度（2018 年度）より新規で男性のための専用相談を開設するための体制整備・予算を確保することができた。

今後の予定

継続してDV相談を実施する。

継続して、性的マイノリティの相談、居場所事業を実施する。平成 30 年度（2018 年度）より、新規事業で男性相談を実施する。

連携強化のため、継続してDV被害者支援団体を始め、区関係所管、関係機関・団体に区の実施事業について報告する等情報共有を行う。

課題9 暴力を容認しない意識づくり

施策 人権尊重と暴力防止の意識づくり

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28(2016)	H29(2017)	
1	情報紙「らぶらす」の発行 【再掲(課題1施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
2	広報紙・ホームページでの啓発 【再掲(課題8施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
3	“らぶらす”情報紙、HP等による情報発信【再掲(課題1施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
4	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供 【再掲(課題1施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
5	職員に対する人権研修の実施 (人権・男女共同参画担当課)	区職員(管理職)に対し、多文化共生に関する人権問題講演会を実施	49人参加	48人参加	年1回

評価

DV防止パープルリボンツリー展示を通して、視覚的に分かりやすく男女共同参画の理解促進を図ることが出来た。

区職員(管理職)としての人権課題の認識を深めることができた。

今後の予定

平成30年度(2018年度)も男女共同参画センターにてギャラリー展示を行う。また、男女共同参画関連図書資料を積極的に収集し、広く区民へ普及啓発を行う。

継続して区職員に対し、人権問題講演会を実施する。

施策 学校における人権教育の推進

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28(2016)	H29(2017)	
1	区内中学・高校等との連携・協働によるデートDV防止講座等学校出前事業の拡充 【再掲(課題7施策)】 (人権・男女共同参画担当課)	デートDVをテーマにした講座の実施			

2	区内中学3年生を対象としたデートDV防止啓発小冊子の配布 (人権・男女共同参画担当課)	区内中学3年生すべてに配布し、デートDV防止の啓発を実施	・区内国公立中学校46校、約6,100部	・区内国公立中学校46校、約6,100部	年1回
3	男女平等教育等の人権教育の推進 【再掲(課題1施策)】 (教育指導課)	各教科等年間指導計画において、計画的に実施			
4	区立学校教職員を対象とした人権教育推進にかかわる研修の実施 【再掲(課題1施策)】 (教育指導課)	性の役割や性同一性障害者、性的指向等の内容について、基礎的な理解だけでなく、学校現場における具体的な対応や、児童・生徒への理解について、教員研修で啓発			

評価

区内中学3年生全員を対象に、中学生でも理解がしやすい漫画を主としたデートDV啓発小冊子を配布することで、意識啓発を図ることができた。

今後の予定

平成30年度(2018年度)も若年層への意識啓発を目的として区内中学3年生を対象に配布を行う。

施策 性暴力・ストーカー行為等暴力防止の意識づくり

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28 (2016)	H29 (2017)	
1	情報紙「らぶらす」の発行【再掲(課題1施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
2	広報紙・ホームページでの啓発 【再掲(課題8施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
3	“らぶらす”情報紙、HP等による情報発信 【再掲(課題1施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
4	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供 【再掲(課題1施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
5	DV等暴力防止・被害者支援関連講座等の開催 【再掲(課題7施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				

6	校長会、副校長会、生活指導主任研修会等での説明 (教育指導課)	校長会・副校長会、生活指導主任研修会等にて、啓発を図った。			
7	虐待防止についての周知啓発 (教育指導課)	文部科学省及び東京都教育委員会からの通知に基づく、全校への周知及び、生活指導主任研での周知・啓発だけでなく、人権教育研修において、虐待防止についての都教委からの講義・演習等を実施			

評価

特に管理職に周知を行うことで、学校全体に暴力防止への意識づくりを推進することができた。
子どもに係る虐待防止への理解を深めることができた。

今後の予定

校長会・副校長会、生活指導主任研修会等での啓発や全校への周知、人権教育研修における虐待防止についての都教委からの講義・演習等を引き続き実施する。
性暴力被害者支援や、性暴力防止についての周知啓発を進める。

施策 セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等暴力の防止

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28 (2016)	H29 (2017)	
1	女性相談の実施 【再掲(課題7 施策)】 (各総合支所保健福祉センター生活支援課)				
2	女性のための悩みごと相談 DV電話相談 【再掲(課題7 施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
3	情報紙「らぶらす」の発行 【再掲(課題1 施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
4	“らぶらす”情報紙、HP等による 情報発信【再掲(課題1 施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
5	男女共同参関連図書資料、ポスター等の収集・提供 【再掲(課題1 施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				

6	区内大学、企業等への働きかけ (人権・男女共同参画担当課、工業・ ものづくり・雇用促進課)	<ul style="list-style-type: none"> ・企業向け女性の活躍支援情報誌「セ たがや+W」を区内大学・企業等に 配布し情報提供を実施 ・社会保険・労働相談におけるハラス メント相談への対応 	・7件	・25件	
---	---	--	-----	------	--

評価

区内大学・企業等への情報提供と、社会保険・労働相談の中で、当事者への対応を行うことができた。

今後の予定

引き続き、区内大学・企業等への情報提供を行い、社会保険・労働相談の中で、当事者への対応をしていく。

基本目標 すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築

世田谷区基本構想では、「個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築いていく」というビジョンを掲げ取組みを進めています。

また、障害のある女性は、障害に加えて固定的な性別役割分担意識やそれに関連する慣行、さらには暴力等により、複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意が必要であり、男女共同参画社会の実現をめざすことが、「すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築」につながります。

生涯を通じた男女の異なる健康上の問題への留意や「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の視点を持つとともに、貧困等に直面するひとり親家庭や生きづらさを抱える性的マイノリティへの理解・支援を進め、人権尊重の社会の構築をめざします。

【数値目標】

	指標	プラン策定時 実績	直近の実績	目標 (平成 38 年度) (2026 年度)
10	がん検診の受診率	平成 27 年度 (2015 年度) 子宮がん 23.6% 乳がん 25.4%	平成 29 年度 (2017 年度) 子宮がん 21.2% 乳がん 20.8%	現状以上
11	ひとり親家庭の 養育費相談の実施	平成 28 年度 (2016 年度) 9 回	平成 29 年度 (2017 年度) 9 回	現状以上
12	「性的マイノリティ」 という言葉の認知度	平成 26 年度 (2014 年度) 70.0%	平成 30 年度 (2018 年度) 70.5%	90% 以上

【平成 29 年度 (2017 年度) の主な取組みと評価】

・区民の疾病予防や健康づくりの推進に向けて、保健師による相談と、関係機関と連携しての支援、年齢層に合わせた情報発信や講座の開催、区民検診・成人検診の実施、健康づくりグループの活動支援や食育の推進等に取り組むとともに、各種の対象者にむけたこころの健康づくりに取り組んだ。また、妊婦健康診査の実施、妊娠期・乳幼児期の食事の相談、両親学級などを通じて、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点からの母子の支援や食育を推進してきた。

女性特有のがんのうち、死亡率減少効果が科学的に証明されている子宮がん、乳がん検診について、受診率は平成 27 年度(2015 年度)が子宮がん 23.6%、乳がん 25.4%であったが、平成 29 年度(2017 年度)は子宮がん 21.2%、乳がん 20.8%となり、受診率は低下している。がんの早期発見・早期治療を目的に、検診率を向上させるための取組みを進めていく必要がある。

・ひとり親家庭に対する支援については、ひとり親家庭の養育費相談会を継続して開催した。今後も、母子家庭、父子家庭などそれぞれの状況に寄り添いながら、相談事業、個別支援、個別給付等を組み合わせ実施していく必要がある。

・性的マイノリティを含む多様な性の理解促進にむけて、広報誌、HP などによる周知啓発、区職員を対象にした研修や教職員を対象にした人権教育推進に関わる研修の実施等に取り組んだ。同性パートナーシップの宣誓は平成 29 年度(2017 年度)19 件(制度開始からの累計で 67 件)となり、また区立住宅において、同性カップルを入居資格対象者として、平成 29 年(2017 年)11 月より募集を開始するなど、性的

マイノリティへの支援を行った。これらの施策により、区民意識調査における「性的マイノリティ」という言葉について「知っている」と回答した人の割合は、男女共同参画に関する区民意識・実態調査（平成26年度（2014年度））で70.0%だったものが、区民意識調査2018（平成30年度）では70.5%へと、0.5ポイント上昇した。今後もあらゆる施策において、性的マイノリティへの配慮を確認しながら進めて行くことが求められる。

課題 10 性差に応じたところと身体健康支援

施策 疾病予防、健康づくりの推進

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28(2016)	H29(2017)	
1	区民健診 (各総合支所保健福祉センター健康づくり課)	食事診断やレーダーチャートを活用した結果返しなど生活習慣の改善につながるよう工夫	各支所 年 18 回	各支所 月 1 回	
2	思春期のところと体の普及・啓発・相談 (各総合支所保健福祉センター健康づくり課)	小学校高学年から中学生親を対象にした思春期の特徴(心身の変化等)や親子のコミュニケーションについて、講演会やワークショップを実施			
3	更年期障害等に関する情報発信 (各総合支所保健福祉センター健康づくり課)	健康教室で女性の健康に関する講話内容での紹介(29年度(2017年度)は出前講座等において更年期障害をテーマとした希望なし)			
4	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(からだと性に関する女性の健康と権利)に関するセミナー (人権・男女共同参画担当課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ところとからだのアサーティブネス&セルフケア講座 ・シネマ de リラックス ・女性のためのニットカフェ ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関するギャラリー展示(男女共同参画センター館内) 	<ul style="list-style-type: none"> ・延 60 人 ・延 145 人 ・延 87 人 ・平成 29 年(2017 年) 2~3 月 	<ul style="list-style-type: none"> ・延 40 人 ・延 17 人 ・延 91 人 ・平成 30 年(2018 年) 2~3 月 	<ul style="list-style-type: none"> ・年 1 回 ・年 1 回 ・年 6 回 男女共同参画センター事業
5	総合型地域スポーツクラブの育成 【再掲(課題 6 施策)】 (スポーツ推進課、スポーツ振興財団)				
6	配食サービス (高齢福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らし高齢者等の身体状況や生活状況に応じた食事を提供 ・配食している法人と連絡会を実施し、高齢者の健康支援等について情報交換 	登録者 424 人	登録者 398 人	
7	会食サービス (高齢福祉課)	ひとり暮らし高齢者等へ、協力員が調理した食事を地区会館等で提供	登録者 728 人	登録者 655 人	
8	介護予防に関する普及・啓発、介護予防講座の実施 (介護予防・地域支援課)	65 歳以上の区民を対象とした、介護予防普及啓発講座及び社会参加による介護予防に関する講演会を開催			

9	あんしんすこやかセンター (地域包括支援センター)もの忘れ相談 (介護予防・地域支援課)	身近な福祉の相談窓口であるあんしんすこやかセンターにおいて、認知症に関する様々な相談ができるよう「もの忘れ相談窓口」の設置及び認知症専門相談員を配置し、必要な支援を早期に行えるよう面接、電話、訪問等で対応			
10	世田谷区地域・職域連携推進連絡会における取組み (世田谷保健所健康企画課、世田谷保健所健康推進課)	区内の地域保健及び職域保健に関係する機関の相互連携を推進し、区民の継続的な健康管理を支援するための環境を整備することを目的とした取組みを実施	・連絡会 1回 ・作業部会 2回 ・経営力向上セミナー - 1回	・連絡会 1回 ・作業部会 1回 ・経営力向上セミナー - 1回	
11	成人健診 (世田谷保健所健康推進課)	対象者に案内を一斉発送	受信者数 1706人	受信者数 1,690人	
12	がん検診(肺がん、子宮がん、乳がん、胃がん、大腸がん、前立腺がん)及び胃がんリスク(A B C)検査 (世田谷保健所健康推進課)	・胃がん検診 ・肺がん検診 ・大腸がん検診 ・子宮がん検診 ・子宮がん検診	・10,869件 ・56,617件 ・54,617件 ・30,839件 ・19,438件	・10,075件 ・56,553件 ・53,600件 ・28,721件 ・19,655件	
13	がん相談コーナー (世田谷保健所健康推進課)	・対面相談 (第2・4土曜日) ・電話相談(木曜日)	・18件 (就労相談2件含む) ・27件 (うち専門相談12件、ピア相談15件)	・21件(就労相談3件含む) ・22件 (うち専門相談16件、ピア相談6件)	・月2回 ・月4回
14	エイズや性感染症の抗体検査・相談対応 (世田谷保健所感染症対策課)	・予約不要、匿名、無料でHIV検査を実施 ・夜間検査は6月7日、12月6日に実施	・電話相談 26件 ・来所相談 3件 ・検査実施 件数 735件	・電話相談 57件 ・来所相談 2件 ・検査実施 件数 780件	10代~60代の延30人が検査
15	せたがや元気体操リーダー養成 (世田谷保健所健康推進課)	・「せたがや元気体操リーダー」養成講座を開催し、認定リーダーを養成(隔年で開催) ・登録リーダーに対して、研修会と交流会を開催、指導実習を実施	平成27年度(2015年度)に養成した10名の認定リーダーに上級講座を開催	11名	63名の登録リーダーを対象に研修会6回と交流会6回を開催

16	食育講座等の食育事業の普及・啓発 (世田谷保健所健康推進課)	<ul style="list-style-type: none"> ・食育ガイドブックに記載した食育の具体的な取組みを広め、健康や食に関わり地域で食育を広めていく区民を増やすため、食育講座等を実施 ・世田谷区食育ガイドブック活用講座 ・地域における共食を通じた食育推進事業 ・“おいしい適塩等の食体験ができる講座”等による適塩等の普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・延 83 人 ・延 1,803 人 	<ul style="list-style-type: none"> ・延 156 人 ・延 966 人 ・延 2,075 人 	<ul style="list-style-type: none"> ・年 2 回 ・年 22 回 ・年 30 回
17	学校を中心とした食育推進事業の普及・啓発、健康教育推進研修の実施 (学校健康推進課)	<ul style="list-style-type: none"> ・食育リーダー設置 ・「食育リーダー研修」実施 ・保健主任研修実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 回 ・ 3 回 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 回 ・ 3 回 	<ul style="list-style-type: none"> ・区立小中学校全校

評価

40 歳未満のフリーター、自営業、主婦など、健診を受ける機会のない区民に対し健診機会の提供が必要である。

不登校ほか思春期に起こりうる問題について、保護者が理解し対応するための予防的な普及啓発は重要である。

女性の健康づくりの一環として、今後も機会を捉えて情報発信していくことが必要である。

こころと身体の健康について正確な知識・情報を提供し、健康づくりを支援することができた。また、女性が安心・安全に過ごせる場所と時間を提供することで、心身のリラックスを促し、女性をエンパワメントすることができた。

高齢者ごとにアセスメントを行うことで、高齢者個々の状況に対応することができた。

協力員が調理した食事を、ひとりぐらし高齢者の地域の皆と会食することで、社会参加や地域交流の機会が確保できた。

講演会等の開催により、社会参加による介護予防の普及啓発や介護予防・日常生活支援総合事業の周知が図れた。

「もの忘れ相談窓口」の相談件数のうち、継続相談の件数は年々増加しており、支援が必要な方への早期対応・早期支援が図られた。

「世田谷区地域・職域推進連絡会」において、企業向けの女性の活躍支援情報誌などを活用しながら、区内中小企業で働く世代やその家族の健康づくりなどについて検討をすることができた。

生活支援課と連携し、DV被害者等のように住民登録のない方へも健診のご案内を届けることができ、健康づくりの推進を行うことができた。

女性特有のがんのうち、死亡率減少効果が科学的に証明されている子宮がん、乳がん検診を実施して、性差を考慮した支援を行うことができた。

がんに罹患した家族の介護を行う方や、治療と就労の両立に不安を抱える方の相談に対応できた。

前年度より相談、検査件数が増加。電話・来所相談においては 2 倍増。エイズや性感染症への不安や質問に対し、年代や状況にあわせた対応をすることができた。

NPO 法人健康フォーラムけやき 21 と連携して、地域団体の要請に基づき、3,420 回延 47,744 人に体操指導を行い、健康づくりの推進に貢献した。

食育講座等により、ライフステージに応じた様々な食育の推進を図ることができた。

食育リーダー研修により、その役割や食育推進を実践していくための取組みを周知することができた。
保健主任研修により、保健主任及び養護教諭の資質向上を図ることができた。

今後の予定

各事業を継続して実施する。

今後も、ひとりぐらしや高齢者のみ世帯の高齢者に食事を提供し、健康の保持に努めるとともに、自立生活の継続を促す。

今後も、ひとりぐらしや高齢者のみ世帯の高齢者に、協力員が調理した食事を提供し、社会参加の場を提供し、健康保持に努める。

「もの忘れ相談窓口」のさらなる周知及び相談を受ける職員の質の向上を図る。

引き続き、職場や家庭、地域などの様々な分野において、ライフステージに応じた女性特有の病気や体調の変化が理解され、女性の健康への理解や知識が深まるよう、啓発や理解促進に向けた取組みを進めていく。

エイズや性感染症の抗体検査・相談については、平成 30 年度(2018 年度)より、検査受付時間を見直し、9 時 30 分～10 時 30 分と変更する。

せたがや元気体操リーダー養成について、リーダーの指導スキルの維持向上のため、計画的に研修・実習・交流会を開催していく。また、登録リーダー数を維持するため、計画的に新規リーダー養成のための講座を開催していく。

食育講座等の食育事業の普及・啓発について、継続実施するとともに、若い世代の健康づくりに向けた効果的な取組みを検討する。

食育リーダー研修及び保健主任研修を通じて、食育の推進や、食育リーダー、保健主任等の資質の向上を図っていく。

施策 こころの健康対策

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28(2016)	H29(2017)	
1	相談体制の充実 (各総合支所保健福祉センター健康づくり課)	・保健師による電話、面接、訪問等での相談を実施 ・関係機関と連携しての支援			
2	思春期こころの健康相談(子ども・思春期) (各総合支所保健福祉センター健康づくり課)	思春期に多い不安や悩みから起こるこころの健康相談を実施	111 人	132 人 (延 135 人)	各支所 年 11～12 回 全 57 回
3	こころの健康相談 (各総合支所保健福祉センター健康づくり課)	こころの病を心配している方とその家族・関係者等を対象に医師・保健師による健康相談を実施	228 人	234 人 (延 244 人)	各支所 年 17～24 回 全 105 回
4	EPDS を導入した、産後うつ秒の早期発見と予防 【再掲(課題 5 施策)】 (各総合支所保健福祉センター健康づくり課)				

5	依存症相談（アルコール等） （世田谷・烏山総合支所保健福祉センター健康づくり課）	・依存症に関連する問題の明確化と対応の理解をはかり、健康回復と社会復帰のため医師等による専門相談を実施	実人数 50人、 延 49人	実人数 61人、 延 63人	・2支所、 年17～24回 ・同日に家族講座を実施、全24回、実人数26人（延131人）
6	情報紙「らぶらす」の発行 【再掲（課題1施策）】 （人権・男女共同参画担当課）				
7	広報紙・ホームページでの啓発 【再掲（課題8施策）】 （人権・男女共同参画担当課）				
8	“らぶらす”情報紙、HP等による情報発信 【再掲（課題1施策）】 （人権・男女共同参画担当課）				
9	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供 【再掲（課題1施策）】 （人権・男女共同参画担当課）				
10	女性のためのこころと身体 の健康講座等の開催 （人権・男女共同参画担当課）	・こころとからだのアサーティブネス&セルフケア講座 ・シネマ de リラックス ・女性のためのニットカフェ ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関するギャラリー展示（男女共同参画センター館内）	・延 60人 ・延 145人 ・延 87人	・延 40人 ・延 17人 ・延 91人	・年1回 ・年1回 ・年6回 ・平成30年（2018年） 2～3月 男女共同参画センター事業
11	あんしんすこやかセンター （地域包括支援センター）の 忘れ相談 【再掲（課題10施策）】 （介護予防・地域支援課）				

12	事業者や医療関係者と連携した普及・啓発 (世田谷保健所健康推進課)	<ul style="list-style-type: none"> うつ病の方への就労支援、思春期のこころの理解、統合失調症の理解と対応、自殺予防、アルコールや薬物など依存症に関する事など、講演会や健康教育を実施した。 ゲートキーパー講習(医療従事向け) うつ就労支援講座 入院中の方の地域移行に向けた支援検討(講演・事例紹介含) 依存症セミナー 地域ネットワークでの講演会 学校教職員を対象にした事例検討会 	<ul style="list-style-type: none"> 参加者 63人 参加者 101人 参加者 74人 	<ul style="list-style-type: none"> 参加者 40人 参加者 83人 参加者 181人 参加者 58人 	
13	こころの健康づくりに関する講座の開催 (世田谷保健所健康推進課)	精神保健講演会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 参加者 延 1,340人、年 45回 	<ul style="list-style-type: none"> 参加者 延 1,315人、年 31回 	
14	世田谷区自殺対策協議会の開催 (世田谷保健所健康推進課)	<p>医療機関・医師会・薬剤師会・警察署・消防署・鉄道会社・支援機関・相談機関・家族会等と自殺者の状況把握や課題の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 自殺対策協議会 庁内自殺対策連絡会およびグリーンフサポート事業連絡会 ゲートキーパー講座 中学生向け啓発冊子配布 	<ul style="list-style-type: none"> 参加者 67人 5,734部 	<ul style="list-style-type: none"> 参加者 延 101人 5,786部 	<ul style="list-style-type: none"> 年 2回 年 2回 年 3回 区立私立中 1年生
15	こころスペース(思春期の匿名相談) (世田谷保健所健康推進課)	思春期のこころの相談を、アクセスしやすい場所で、予約なく匿名で受けられる機会を提供	63件	31件	年 15回

16	思春期青年期精神保健部会の開催 (世田谷保健所健康推進課)	世田谷区子ども・若者支援協議会の実務者会議として、また思春期・青年期の世代のこころの健康づくりについて協議する場として開催	年2回	年2回	
----	----------------------------------	---	-----	-----	--

評価

保健師による電話、面接、訪問等での相談で生活の改善がみられる事例がある。一方で困難事例も多く、関係機関と連携して支援することは重要である。

思春期に起こりやすいこころの悩みについて、対応方法の助言や医療機関、社会資源紹介などを行った。相談することで対応により変化がみられたり、専門機関などにつながったりする事例もあった。

こころの病についての理解が深まるように、病気の説明や困りごとの対応方法についての助言などを行った。相談することで対応により変化がみられたり、専門機関などにつながったりする事例もあった。

依存症(アルコール等)に関連する問題の明確化と対応の助言、医療機関、社会資源の紹介等を実施した。家族講座では対応についての講義やグループワークを実施した。

女性のためのこころと身体健康講座等により、こころと身体健康について正確な知識・情報を提供し、健康づくりを支援することができた。また、女性が安心・安全に過ごせる場所と時間を提供することで、心身のリラクセスを促し、女性をエンパワーメントすることができた。

こころの健康づくりに関する啓発活動を、関係機関に向けてあるいは関係機関とともに実施することで、ネットワークの構築につながるとともに、区民のこころの健康づくり理解の促進につながっている。特に学校教職員対象の事例検討会は教育と保健医療をつなぐ貴重な機会として意味が大きい。うつ就労支援講座は、精神科クリニック等でのリワークの実施が進み、一定の役割を達成したとして平成29年度(2017年度)で終了した。

こころの健康づくりに関する講座の参加人数は目標を達成している状況である。アンケート等からの参加者の講演会に対する満足度も高かった。

自殺対策協議会では、自殺予防に関わる人材育成のほか、28年度(2016年度)は自殺未遂者部会を新設し、地域の支援と連携を強化する体制整備が進歩した。

こころスペースを平日の午後、夕方、夜と時間帯を変えて実施し、匿名・予約なしとして、敷居の低い相談として機能し、健康づくり課の精神保健相談等とは異なる対象が利用できる場になっている。継続相談が必要な方は、相談者の同意の上地区担当保健師等につないでいる。

思春期青年期精神保健部会を学校健康推進課と共同事務局として運営することで、教育と保健医療分野との相互理解の場所となっている。

今後の予定

各事業を継続して実施する

31年度(2019年度)の世田谷区自殺対策計画の策定に向けて、予備調査を実施予定。協議会においても、区の体制整備に向けた検討を実施する。

施策 母子の健康支援

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28(2016)	H29(2017)	
1	低所得世帯への出産費補助 (各総合支所保健福祉センター生活支援課)	子を産み育てることに関わる権利(自己決定権)へ配慮した支援を実施	33件	15件	

2	児童館での出張育児相談 【再掲(課題5施策)】 (各総合支所保健福祉センター健康づくり課)				
3	食生活・歯科相談 (各総合支所保健福祉センター健康づくり課)	妊娠期・乳幼児期の食生活や歯と口の健康についての個別相談を実施 ・食生活相談 ・歯科相談	・ 1,121 名 ・ 4,359 名	・ 1,209 名 ・ 3,816 名	
4	親子の心身の健康相談 (各総合支所保健福祉センター健康づくり課)	・ 妊娠期面接等のネウボラ・チームによる関わりを通して、妊娠期からの情報も乳児期家庭訪問に活かしている ・ 訪問後は必要時地区担当保健師の支援を実施 ・ 乳幼児健診等の医師の診察後、本人の希望や必要な方に保健師、心理士、栄養士の個別相談			
5	離乳食講習会、4か月、1歳6か月、3歳児健診及び両親学級等の機会での食に関する啓発 (各総合支所保健福祉センター健康づくり課)	・ 離乳食講習会 ・ ぱくぱく離乳食講習会 ・ 4か月児健診 ・ 1歳6か月児健診 ・ 3歳児健診 ・ 両親学級	・ 72回 ・ 28回 ・ 150回 ・ 90回 ・ 108回 ・ 60回	・ 72回 ・ 28回 ・ 148回 ・ 93回 ・ 111回 ・ 72回	
6	非課税世帯への保健指導票の交付 (各総合支所保健福祉センター健康づくり課)	経済的理由により医療機関での保健指導を受けがたい妊婦および乳幼児に対し、診察および検査等必要な保健指導を受けられるよう交付	142件	183件	
7	児童館事業での食育推進 (児童課)	全児童館において「食育」をテーマに年間事業計画を策定し、子どもたちのライフステージに合わせたクッキング事業を計画実施			
8	世田谷版ネウボラ(妊娠期からの切れ目のない子育て支援) 【再掲(課題5施策)】 (子ども家庭課、世田谷保健所健康推進課)				

9	母子健康手帳の交付 (世田谷保健所健康推進課)	・妊娠届による交付 ・その他(再交付等)	・8,779件 ・348件	・8,505件 ・265件	
10	妊婦健康診査 (世田谷保健所健康推進課)		98,723件	95,197件	
11	妊娠高血圧症候群等医療助成の実施 (世田谷保健所健康推進課)	妊娠高血圧症候群等にかかり支給要件に該当する妊婦に対し、入院医療費を助成	申請8件	申請8件	
12	母親学級・両親学級の開催 (世田谷保健所健康推進課)	・休日開催講座	・2,646人(うちパートナー661人、25%) ・2,953人(うち男性1,470人、49.8%)	・1,360人(うち男性609人、44.7%) ・3,117人(うち男性1,544人、49.5%)	・各支所月1回 ・休日開催講座67回
13	乳幼児健康診査 (世田谷保健所健康推進課)	・3~4か月健診 ・1歳6ヶ月歯科健診 ・3歳児健診 ・経過観察健診 ・精密検査受診票を発行	・150回 ・90回 ・107回 ・60回 乳児188件 幼児367件	・148回 ・93回 ・111回 ・60回 乳児178件 幼児448件	集団健診の受診率はおよそ90~95%
14	不妊治療費助成 (世田谷保健所健康推進課)	治療費の一部を助成	1,424件	1,375件	
15	家庭教育学級での保護者への食育推進 (生涯学習・地域・学校連携課)	食育に関する講座の実施	63回	41回	

評価

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点から、女性の生き方に応じた妊娠・出産に関わる選択を尊重し、支援する体制の充実が図られた。

妊娠期や乳幼児の食事の相談を通じて、生活習慣病などの疾病予防につなげている。また、保護者がむし歯のリスクを理解し、歯に良い生活習慣を身に付ける機会を提供している。

乳幼児健診は、健診をきっかけに孤立した育児の辛さや児への心配事等を吐露する母親もいるため、児の発育発達の確認のみでなく虐待予防の視点でも介入できる貴重な機会となっている。

離乳食講習会や各種健診など、様々な機会を通じて、妊婦や乳幼児、保護者に、食に関する正しい知識を提供することができた。

経済的な負担軽減をはかり、診察及び検査等、必要な保健指導の機会を提供することで、妊婦及び乳幼児の健康な発育・発達につなげることができた。

健康世田谷プランに基づき、各総合支所保健福祉センター健康づくり課と連携し、食育を通して健康支援に寄与することができた。

母子健康手帳は妊婦の健康管理のための媒体として認識されており、使いやすくわかりやすくなるよう、母子保健バッグもデザインを変更して提供した。

妊婦健康診査の初回受診率は93.8%。妊娠高血圧症候群等医療助成も含め、子どもを産み育てる性の心身の負担の把握に努め、必要な支援につなげる一助として活用できた。

母親学級・両親学級の実施回数に不足はないと考える。平日開催の学級参加者が近年減少しているが、男性参加者の参加率は増える傾向であり、家族で子育てを考えるスタートとして利用されていると考えられる。

乳幼児健康診査の実施により、すべての子どもに健康的な生活の基礎となる健康診査の機会を提供し、保護者とともに家庭養育の状況を確認できた。

不妊治療費助成は不妊治療の経済的負担軽減として認知され、年々実績は増加している。

共通テーマに基づき、食育推進を行うことができた。親子の健康支援に繋がる講座であった。

今後の予定

各事業を継続的に実施する。

今後も経済的理由により、子を産み育てることに関わる権利が損なわれないように努める。

母子健康手帳は妊婦の健康管理のための媒体として認識されており、使いやすくわかりやすくなるよう、母子保健バッグもデザインを変更して提供した。

妊婦健康診査の初回受診率は93.8%。妊娠高血圧症候群等医療助成も含め、子どもを産み育てる性の心身の負担の把握に努め、必要な支援につなげる一助として活用できた。

母親学級・両親学級の講座の内容については、体験的なこととともに、精神的な支援の必要性等を妊婦だけでなく周囲の家族等へ伝えるための方法を検討する。

今後も家庭教育学級を通じて、食育の重要性について学ぶ機会を提供していく。

施策 年代に応じた性教育の普及

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28(2016)	H29(2017)	
1	エイズ予防啓発活動 (世田谷保健所感染症対策課)	区政 PR コーナーにて、12月1日世界エイズデーに合わせてエイズ予防啓発の展示			実施期間：11月20日～24日
2	学園祭やイベント会場でのキャンペーン (世田谷保健所感染症対策課)	パンフレット等の配布及び展示 ・区内高校 ・区内大学・短大	・38校 ・17校	・38校 ・17校	
3	差別や偏見をなくするためのPR活動 (世田谷保健所感染症対策課)	HIV・性感染症検査会場にて避妊具の展示・配布			
4	エイズ/性感染症相談・検査の実施、充実 (世田谷保健所感染症対策課)	予約不要、匿名、無料でHIV検査を実施 ・電話相談 ・来所相談 ・検査実施件数	・26件 ・3件 ・735件	・57件 ・2件 ・780件	・原則毎週木曜 ・10代～60代の延30人が検査 ・夜間検査は6月7日、12月6日に実施

5	学校への計画的な保健師等の派遣 (世田谷保健所感染症対策課)	・助産師等専門職による研修として、「いのちと性の健康教育」をテーマに要請があった中学校で実施 ・区立小・中学校の教職員を対象に児童・生徒のこころやからだについて理解を深めてもらうため、教職員向けの研修を実施	・8回、 延613人	・7校、 延797人 ・30名	
6	予防啓発用媒体・資材の貸し出し、配布 (世田谷保健所感染症対策課)	区立中学校 3年生へ感染症予防のための「HAPPY HANDBOOK」を配布 ・区立 中学 ・私立・国立中学 ・私立・都立・国立高校	・29校、 3,584部 ・22校 ・38校	・29校、 3,665部 ・22校、 1,640部 ・38校、 590部	
7	性教育の推進 (教育指導課)	体育・保健体育の年間指導計画において、計画的に実施			

評価

多くの来庁者が集まる区政PRコーナーに展示したことにより、普段エイズに関心のない方にも知ってもらう機会となった。期間中啓発グッズはすべて配布でき、関心の持続に寄与することができた。

HIV・性感染症の検査案内のポスターを学校内に掲示したことにより、多くの学生の目に触れ、HIV検査を知るきっかけづくりができた。

検査会場に避妊具を展示・配布することにより、性感染症予防の啓発につながり、実際に持ち帰る方も多くいた。

前年度より相談、検査件数が増加。電話・来所相談においては2倍増。エイズや性感染症への不安や質問に対し、年代や状況にあわせた対応をすることができた。

助産師等専門職による研修実施後、生徒へのアンケート結果によると、おおよそ9割超の生徒が内容を理解し良かったと回答した。教職員研修においても、おおよそ9割超の教職員が児童・生徒指導に役に立つと回答しており、研修の成果を感じる事ができた。

エイズも含めた感染症全般の予防啓発について、生徒向けにわかりやすい表現にした冊子を作成し、区立のみならずより広範囲に普及啓発を行うことができた。

小学校の体育（保健内容）及び中学校の保健体育において、体の発育・発達について、思春期の体の変化などについて、理解を深めることができた。

今後の予定

各事業を継続して実施する。

エイズ/性感染症相談・検査について、平成30年度（2018年度）より、検査受付時間を見直し、9時30分～10時30分と変更する。

助産師等専門職による研修の内容については各学校の意見等を踏まえて実施する。

課題 1 1 ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり

施策 ひとり親家庭への相談・情報提供の充実

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28(2016)	H29(2017)	
1	家庭相談の実施 【再掲(課題 7 施策)】 (各総合支所保健福祉センター生活支援課)				
2	シングルマザー支援講座等の開催 (人権・男女共同参画担当課)	・シングルマザーのためのグループ相談会 ・シングルマザー応援フェスタ	・延 33 人 ・ 198 人	・延 38 人 ・ 570 人	・年 6 回 ・年 1 回 男女共同参画センター事業
3	情報紙「らぶらす」の発行 【再掲(課題 1 施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
4	広報紙・ホームページでの啓発 【再掲(課題 8 施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
5	“らぶらす”情報紙、HP等による情報発信 【再掲(課題 1 施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
6	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供 【再掲(課題 1 施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
7	シングルマザーのための居場所事業の充実 (人権・男女共同参画担当課)	・シングルマザーのためのグループ相談会 ・シングルマザー応援フェスタ	・延 33 人 ・ 198 人	・延 38 人 ・ 570 人	・年 6 回 ・年 1 回 男女共同参画センター事業
8	子ども家庭支援センターによる支援 【再掲(課題 7 施策)】 (子ども家庭課)				
9	養育費相談会 (子ども家庭課、人権・男女共同参画担当課)	離婚を考えている方やひとり親等を対象に、養育費に関する周知啓発の講義を含めた個別相談会	41 名	25 名	

評価

シングルマザーのための支援講座を実施することで、ひとり親家庭の自立支援を図ることができた。
各総合支所の家庭相談員が個別相談を実施し、相談会からさらに各地域で実施している家庭相談へつなげることができた。

今後の予定

継続して、「シングルマザーのためのグループ相談会」及び「シングルマザー応援フェスタ」を実施する。
養育費相談会について、引き続き、区民への広報活動を行い、事業の周知を行う。

施策 ひとり親家庭の親への就労支援

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28(2016)	H29(2017)	
1	母子・父子自立支援プログラム (子ども家庭課)	母子・父子自立支援プログラム策定員と母子・父子自立支援員が、自立支援プログラムを策定し、ハローワークとの連携しながら就業支援を実施	・相談件数 24件 ・プログラム策定件数 13件	・相談件数 22件 ・プログラム策定件数 15件	
2	母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金 (子ども家庭課)	就業に必要な教育訓練講座を受講した場合に、経費の一部を支給	4件	4件	
3	母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金 (子ども家庭課)	就業に有利な資格取得を促進し、生活の負担軽減を図るため、受講期間の一定期間について支給	27件	25件	
4	ひとり親家庭等の高等卒業程度認定試験合格支援事業 (子ども家庭課)	高等学校を卒業していない(中退を含む)ひとり親家庭の親または子どもが、高等学校卒業程度認定試験合格のため講座を受講したとき、経費の一部を支給			28・29年度 (2016・ 2017年度) 申請実績 無し

評価

ひとり親家庭の個々の状況に寄り添いながら、経済的自立に向けて、ハローワークと連携を図りながら就業支援を行った。

平成29年度(2017年度)の制度の一部改正において、雇用保険制度から一般教育訓練給付金の支給をうけることができる方も母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金の支給対象になったこと等から、28年度(2016年度)と比較して就業に必要な教育訓練講座の件数が増加したと思われる。

母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金は、平成28年度(2016年度)と比較して新規申請者数は減少したが、区報等で事業周知を図りながら、就業に有利な資格取得を促進し、ひとり親家庭の生活の負担軽減のため、給付金を支給した。

ひとり親家庭等の高等卒業程度認定試験合格支援事業については、チラシ・区報・Twitter等で事業周知を図り、子ども家庭支援センターへの相談はあったものの、受講中の費用負担が大きいこと等から、実績には繋がらなかった。

今後の予定

関係機関と連携を図りながら、母子・父子自立支援プログラムを策定し、ひとり親家庭の就業を支援する。各ひとり親家庭の親への就労支援事業について、引き続き区民への周知を行いながら、ひとり親家庭の就業を支援する。

施策 ひとり親家庭への生活支援

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28(2016)	H29(2017)	
1	児童扶養手当 (各総合支所保健福祉センター生活支援課)	・ひとり親家庭の状況に応じて迅速かつ長期的な経済的支援を実施 ・申請時や年1回の現況届時にひとり親支援施策の周知を徹底			
2	児童育成手当 (各総合支所保健福祉センター生活支援課)	1「児童扶養手当」のとおり			
3	ひとり親家庭等医療費助成 (各総合支所保健福祉センター生活支援課)	1「児童扶養手当」のとおり			
4	母子及び父子福祉資金等貸付 (各総合支所保健福祉センター生活支援課)	経済的に困窮するひとり親家庭への支援	90件	286件	
5	母子生活支援施設入所 (子ども家庭課)	関係機関と連携しながら、区内にある母子生活支援施設で、ひとり親の支援を実施	29人	21人	3施設
6	ひとり親等家事援助ホームヘルパーの派遣 (子ども家庭課)	小学3年生以下の児童を扶養する日常生活の自立が困難なひとり親家庭を対象 ・延利用時間数 ・利用回数 ・利用実世帯数	・4,233時間 ・1,293回 ・29世帯	・2,900時間 ・1,260回 ・30世帯	内訳： 時間内 734時間、時間外 2,166時間

評価

児童扶養手当、児童育成手当、ひとり親家庭等医療費助成について、家庭相談やDV相談においても相談員と連携して制度周知を行うことができた。また、住民記録情報と連携して世帯の状況を随時把握し、的確な案内ができた。

母子及び父子福祉資金等貸付については、ひとり親家庭の父母の経済的自立を支援するとともに生活意欲を促進し、扶養している児童の福祉を増進することができた。

母子生活支援施設入所については、関係機関との情報共有・連携を図りながら、各母子生活支援施設においてひとり親の母が自立に向けた支援を実施することができた。

ひとり親等家事援助ホームヘルパーの派遣は、利用者のニーズにあった曜日や時間にサービスを提供でき

る受託事業者やヘルパーが不足しているため、実績が平成 28 年度（2016 年度）を下回った。

今後の予定

児童扶養手当、児童育成手当、ひとり親家庭等医療費助成について、特に、母子世帯は父子世帯に比べて収入が低く、経済的に困窮するケースが少なくないが、父子世帯に対する経済的支援も必要となっている。安定した生活を営むまでの長期的な支援を継続していく。

母子及び父子福祉資金等貸付については、母子世帯は父子世帯と比べて非正規雇用が多いため収入が少なく、経済的に困窮するケースが少なくないことから、今後も支援の充実に努める。

母子生活支援施設入所について、関係機関との情報共有と連携を図りながら、引き続きひとり親の母の支援を行う。

平成 30 年度（2018 年度）は、ひとり親等家事援助ホームヘルパーの派遣の委託料単価を約 20%増額し、事業者やヘルパーのサービス提供の意欲向上を図る。引き続き事業に参入する事業者を募集し、受託事業者数増につなげる。

施策 ひとり親家庭の子どもへの支援

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28(2016)	H29(2017)	
1	ひとり親家庭等の子どもの学習支援事業 (子ども家庭課)	学習習慣の定着と苦手科目の克服をめざし学習支援を実施 ・登録生徒数計 ・参加生徒累計 ・参加ボランティア累計	・94名 ・979名 ・1,099名	・90名 ・1,004名 ・954名	区内5か所 月2回
2	ひとり親家庭等の高等卒業程度認定試験合格支援事業 【再掲(課題 11 施策)】 (子ども家庭課)				
3	教育相談 (教育相談・特別支援教育課)	・教育相談室：心理教育相談員が集団への適応や発達、性自認等に関して悩みを抱える幼児・児童・生徒及び保護者からの相談に対し、心理的な支援を実施。また、学校からの相談に対し、スクールソーシャルワーカーを中心として、ひとり親家庭等が抱える福祉的課題の解決に向けても支援を実施 ・区立小中学校：スクールカウンセラーが教員や関係機関と連携しながら同様の相談へ対応			

評価

ひとり親家庭等の子どもの学習支援事業は、関係機関との情報共有・連携を図りながら子どもたちの個々のペース、課題解決に向けて寄り添った学習支援を実施することができた。

スクールソーシャルワーカーの活用と学校への積極的周知により、ひとり親家庭等が抱える福祉的な課題解決に向けた学校支援の要請が増加し、スクールカウンセラーなどと連携して児童・生徒とその保護者へ適切な支援を行うことができた。

今後の予定

ひとり親家庭等の子どもの学習支援事業については、関係機関との連携を図りながら、引き続きひとり親家庭等の子どもたちの学習習慣の定着や苦手科目等の克服をめざす。

平成 30 年度（2018 年度）よりスクールソーシャルワーカーを 1 名増員し、スクールカウンセラーや関係諸機関と連携した学校内外の相談体制の一層の強化に取り組んでいく。

課題 1 2 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援

施策 就労・災害時等における性的マイノリティへの支援

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28(2016)	H29(2017)	
1	地域防災計画への配慮等の取組みの位置づけ (災害対策課)	地域防災計画への記載を踏まえ、避難所運営マニュアル(標準版)の修正においても、性的マイノリティなど、多様な被災者への配慮を記載			
2	性的マイノリティの相談・居場所事業の充実 (人権・男女共同参画担当課)	「セクシュアル・マイノリティのための世田谷にじいるひろば電話相談、交流スペース」の実施 ・電話相談 ・交流スペース		・35件 ・延61人	H29年度(2017年度)より実施 男女共同参画センター事業
3	社会保険・労働相談 【再掲(課題1施策)】 (産業振興公社)				

評価

これまでの避難所運営マニュアル(標準版)と比較し、性的マイノリティへの配慮を盛り込んだマニュアルの修正が達成できた。

潜在的で深刻化しやすい性的マイノリティのDV被害者が相談しやすい環境を整備することで、支援をすることができた。

今後の予定

性的マイノリティへの配慮については、今後も重要な視点となるため、地域防災計画やマニュアルの修正時に反映できるよう努めていく。

継続して、性的マイノリティの相談、居場所事業を実施する。平成30年度(2018年度)より、新規事業で男性相談を実施する。

性的マイノリティの就労支援について、相談等の直接的な支援、支援者や事業者への啓発等、具体的な取組みを検討する。

施策 性的マイノリティへの理解の促進

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28(2016)	H29(2017)	
1	広報紙・ホームページでの啓発 【再掲(課題8施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
2	情報紙「らぶらす」の発行 【再掲(課題1施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				

3	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供 【再掲(課題1施策)】 (人権・男女共同参画担当課)	男女共同参画センターにて、「性的マイノリティパネル展」を実施			平成29年(2017年) 8月14日~9月30日
4	“らぶらす”情報紙、HP等による情報発信 【再掲(課題1施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
5	性的マイノリティ理解講座等の開催 (人権・男女共同参画担当課)	区民向けにセクシュアル・マイノリティフォーラム(全1回)を実施 講師:尾木直樹氏		延503人	年1回 分科会も開催 男女共同参画センター事業

評価

男女共同参画に関する様々な課題に対する展示を通して、視覚的に分かりやすく男女共同参画の理解促進を図ることができた。

講演会や分科会を開催することで、性的マイノリティについての正しい知識を提供するとともに、当事者や支援者と交流を図る機会を提供することで、性的マイノリティへの理解促進に寄与することができた。

今後の予定

男女共同参画関連図書資料を積極的に収集し、広く区民へ普及啓発を行う。

継続して、性的マイノリティ理解促進のための講座を実施する。

専門的な知識やスキル等をもつ相談員、支援者、教職員等の養成に向け、セクシュアル・マイノリティ支援者養成研修を開催する。

施策 同性パートナーシップに関する取組み

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28 (2016)	H29 (2017)	
1	世田谷区パートナーシップ宣誓の取組み (人権・男女共同参画担当課)	同性カップルである区民がその自由な意思によるパートナーシップの宣誓を区長に対して行い、同性カップルの気持ちを区が受け止め、区長名の宣誓書受領証を交付	23件	19件	平成27年度(2015年度):25件
2	世田谷区パートナーシップ宣誓の取組みの関係機関への働きかけ (人権・男女共同参画担当課)				平成30年度(2018年度)に条例PRリーフレットの配布により関係所管に性的マイノリティ支援を呼びかけ
3	住まいの確保の支援 (住宅課)	区営、区立住宅において、同性者を入居資格対象者として、平成29年(2017年)11月より募集を実施			

評価

パートナーシップ宣誓の取組みを継続して実施することで、当事者の気持ちを受け止めると同時に、広く区民へも LGBT に関する理解促進を図ることができた。

区営、区立住宅の入居募集において、同性カップルが申し込める環境は整備できたので、申し込みがある場合には適切に取り扱っていく。

今後の予定

パートナーシップ宣誓を継続して実施する。

パートナーシップ宣誓について、当事者の要望が反映された制度となるよう検討を進める。

平成 30 年度（2018 年度）以降の区営、区立住宅の入居募集においても同様の内容で実施する。

施策 性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの整備**実績**

	項目	内容	数値等		備考
			H28(2016)	H29(2017)	
1	こころの健康相談 【再掲(課題 10 施策)】 (各総合支所保健福祉センター健康づくり課)				
2	思春期こころの健康相談(子ども・思春期) 【再掲(課題 10 施策)】 (各総合支所保健福祉センター健康づくり課)				
3	性的マイノリティの相談・居場所事業の充実 【再掲(課題 12 施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
4	こころスペース(思春期の匿名相談) 【再掲(課題 10 施策)】 (世田谷保健所健康推進課)				
5	教育相談 【再掲(課題 11 施策)】 (教育相談・特別支援教育課)				

評価と今後の予定

再掲のみのため、省略。

施策 区職員・教育分野等における理解促進**実績**

	項目	内容	数値等		備考
			H28 (2016)	H29 (2017)	
1	介護職員研修による理解促進 (高齢福祉課)	世田谷区福祉人材育成・研修センターの研修時のほか、世田谷区介護サービスネットワークやケアマネジャー連絡会でもリーフレット「性的マイノリティの人権」を配付	-	67 研修、約 2,100 名、職能団体約 100 名、合計約 2,200 名に配付	H29 年度(2017 年度)より実施

2	職員に対する研修の実施 (世田谷保健所健康推進課、人権・男女共同参画担当課)	職員向けに性的マイノリティ理解促進研修を実施し、受講者には性的マイノリティ支援(ALLY)バッチを配付	115人	100人	
3	区立学校教職員を対象とした人権教育推進にかかわる研修の実施 (教育指導課)	性の役割や性同一性障害者、性的指向等の内容について、基礎的な理解だけでなく、学校現場における具体的な対応や、児童・生徒への理解について、教員研修で啓発			
4	実践的な人権教育の計画的な実施 (教育指導課)	平成30年度(2018年度)教育課程届出においても、人権教育全体計画に人権課題として「性同一性障害者」「性的指向」を取り入れるよう周知			
5	性的マイノリティの理解の授業のための教材の検討 (教育指導課)	世田谷区人権教育推進委員会において、学識の監修のもと、中学校保健体育と家庭科の教材を作成			

評価

リーフレットの配付により、性的マイノリティ等多様な性に対し、介護職員等の理解促進を図ることができた。

毎年繰り返し職員に研修を実施することで、一人ひとりの理解を促進するとともに、所属での伝達により職場の多様な性へ配慮し支援する体制づくりの継続につながっている。

意図的・計画的に性的マイノリティ等多様な性への理解促進を図ることができた。

人権教育全体計画に人権課題として「性同一性障害者」「性的指向」を取り入れるよう周知したことで、意図的・計画的に性的マイノリティ等多様な性への理解促進を図ることができた。

世田谷区人権教育推進委員会において、学識の監修のもと、中学校保健体育と家庭科の教材を作成した。

今後の予定

引き続き、世田谷区福祉人材育成・研修センターにおいて、研修時にリーフレット「性的マイノリティの人権」を配付するほか、事業所への説明会等においても配付することで、理解促進に努めていく。

職員研修を継続して実施する。

意図的・計画的に性的マイノリティ等多様な性への理解促進を図ることができた。

全校が作成する人権教育全体計画に人権課題として「性同一性障害者」「性的指向」を取り入れ、意図的・計画的に性的マイノリティ等多様な性への理解促進を図っていく。

教材の活用について、今後周知や啓発等を図り、世田谷区立中学校全校において、性的マイノリティの理解促進を図っていく。

推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策

【平成 29 年度（2017 年度）の取組みと評価】

男女共同参画センター“らぶらす”は、男女共同参画の推進の拠点施設として活動するにあたり、センターの基本機能である「相談」「講座」「情報収集・提供」の3事業の一体的活用と、地域との協働・連携をめざし、各種事業を実施した。新規事業として、セクシュアル・マイノリティのための電話相談・居場所事業を開始した。図書システムの入替え、避難訓練の実施等と平行して、相談事業の見直しを行い、相談事業と男女共同参画センター施設運営を一本化することで、相談、講座、情報収集・提供を有機的につなげる環境を整備することができた。災害対策課と連携した「女性の視点を生かした防災講座」の実施や、「せたがや防災NPOアクション」への参加、インターンシップ等を通じた区内大学との連携等を進め、地域の取組みの支援や意識啓発の推進を図った。あわせて、NPO、グループ、団体等との連携・協働による男女共同参画講座を開催し、区民企画の主体的な活動拠点としての充実を図り、男女共同参画を推進した。

男女共同参画施策の総合的な推進に向け、区職員・区教職員の男女平等意識の向上や、男女共同参画の視点で各業務を推進するための環境づくりに取り組んだ。セクシュアルハラスメントなどのハラスメントに関する基本方針を元に、既存の職員相談担当窓口に加えて、区職員及び区教職員を対象としたハラスメント苦情・相談窓口をそれぞれ設置するとともに、職場のハラスメント防止研修の実施等により、ハラスメントの防止に取り組んだ。また、庁内の管理監督的立場の女性の登用に向け、育児休業中の昇任選考受験を可能とし、平成 29 年度（2017 年度）は合計で 23 人が受験するなど、女性職員の昇任意欲に応えることができた。特定事業主行動計画目標において管理監督的立場における女性職員の割合目標を明確にするとともに、取組み実績を公表した。区職員の仕事と生活の両立支援に向けて、育児や介護を行う職員の早出遅出勤務制度の導入や「せたがやイクボス宣言（特別職、管理職による、仕事と家庭との両立を応援する宣言）」「働き方改革推進会議」の発足、新たな超過勤務ルールの試行などを実施した。

区は平成 30 年（2018 年）4 月 1 日に「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」を施行し、「第二次男女共同参画プラン」を、男女共同参画を総合的・計画的に推進するための行動計画として位置づけた。また、男女共同参画・多文化共生施策を推進する上で必要な事項を調査審議する区長の諮問機関として「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」を設置し、男女共同参画に関する事項その他の専門的な事項を調査審議するための機関として「男女共同参画推進部会」を設置した。審議会は、区長からの諮問に基づき、男女共同参画推進部会での調査審議を経て、「第二次男女共同参画プラン」に基づく計画事業等の進捗状況等に関する意見を述べ、提案を行う。

方策1 男女共同参画センター“らぶらす”の機能の強化

施策 男女共同参画社会づくりのための「男女共同参画センター」の機能拡充

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28 (2016)	H29 (2017)	
1	学習・研修、情報収集・提供、相談機能の拡充と総合的運用	相談事業の見直しを行い、相談事業と男女共同参画センター施設運営の事業者を一本化			
2	調査研究機能の整備	デートDV講座アンケート調査報告書作成(平成29年(2017年)12月)、講座アンケートの見直し			
3	ライフステージ等に応じた女性の就労支援講座等の開催 【再掲(課題3 施策)】				
4	女性起業家の育成支援の総合的取組み(講座、相談、インキュベーション・スペース等)の拡充 【再掲(課題3 施策)】				
5	男性のためのワーク・ライフ・バランス推進講座等の開催 【再掲(課題1 施策)】				
6	防災、地域活動関連講座等の開催 【再掲(課題6 施策)】				
7	DV等暴力防止・被害者支援関連講座等の開催 【再掲(課題7 施策)】				
8	女性のためのこころと身体の健康講座等の開催 【再掲(課題10 施策)】				
9	シングルマザー支援講座等の開催 【再掲(課題12 施策)】				
10	性的マイノリティ理解講座等の開催 【再掲(課題12 施策)】				
11	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供 【再掲(課題1 施策)】				
12	“らぶらす”情報紙、HP等による情報発信 【再掲(課題1 施策)】				

13	女性の相談事業の充実と総合案内機能の検討	相談事業の見直しを行い、相談事業と男女共同参画センター施設運営の事業者を一本化することで、相談、講座、情報収集・提供を有機的につなげる環境を整備			
14	ライフステージ等に応じた女性の就労・起業支援相談の実施 【再掲(課題3 施策)】				
15	女性のための悩みごと相談 DV電話相談 【再掲(課題7 施策)】				
16	シングルマザー、性的マイノリティの相談・居場所事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・シングルマザーのためのグループ相談会 ・「セクシュアル・マイノリティのための世田谷にじいろひろば電話相談、交流スペース」の実施 ・電話相談 ・交流スペース 	<ul style="list-style-type: none"> ・27人 - - 	<ul style="list-style-type: none"> ・38人 ・35件 ・延61人 	<ul style="list-style-type: none"> ・年6回
17	男性が相談しやすい相談事業の充実 【再掲(課題8 施策)】				
18	共同作業場(コ・ワーキング・スペース)との連携 【再掲(課題3 施策)】				
19	子育て世代の地域活動等を支える一時保育事業の実施	共働作業場(コ・ワーキング・スペース)等での一時保育事業の実施について検討(多様な働き方の推進に関するあり方、施策の検討について、区内事業者や子育て支援活動者、厚生労働省、東京都等による検討会を開催、多様な働き方について区民や事業者を対象とした調査を実施)			
20	災害時の女性拠点施設としての機能の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画センター内部職員研修で、非常時における避難訓練を実施 ・女性の視点を活かした防災講座を実施 			
21	区民の主体的活動を支援するための施設整備の充実と柔軟な運営	館内での図書システムの検索機能、外部からの検索機能を導入			

評価

相談、講座、情報収集・提供を有機的につなげる環境を整備することができ、相談事業の充実を図ることができた。

報告書を作成することで、若年層におけるデートDVの実態や課題を把握することができた。また報告書を、学校や関係機関へ配付することで、DVに関する理解促進を図ることができた。

避難訓練を実施することで、非常時における職員の行動・対応について確認し、災害時の女性支援拠点の基盤を整えることができた。

図書システムに新しい機能を導入することで、利用者の利便性を向上させることができた。

今後の予定

平成30年度(2018年度)は、男女共同参画センターの3つの基本機能である《講座・研修》《情報収集・提供》《相談》を有機的につなげることにより、一体的で切れ目のない支援のための体制整備に取り組む。継続して、講座アンケート調査報告書を作成する。

平成30年度(2018年度)は、世田谷区地域防災計画(平成29年度(2017年度)修正版)にもとづき、災害時における各種相談や就労支援等生活再建支援を含めた女性支援の拠点としての体制整備について検討する。

継続して、利用しやすい施設づくりに取り組む。

施策 区関係所管、関係機関、民間支援組織、NPO、学校、企業、地域活動団体等との連携

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28(2016)	H29(2017)	
1	NPO・グループ・団体等との連携・協働による男女共同参画講座等事業の充実 【再掲(課題1施策)】				
2	区内中学・高校等との連携・協働によるデートDV防止講座等学校出前事業の拡充 【再掲(課題7施策)】				
3	企業や地域経済団体等との連携・協働によるワーク・ライフ・バランス等関連事業「ワーク・ライフ・バランスな1週間」の実施 【再掲(課題2施策)】				
4	区、NPO等との連携・協働による男女共同参画視点での防災・災害・復興関連事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策課と連携して、女性の視点を活かしたらぶらす防災講座を実施 ・せたがやNPO防災アクションに参加 	・53人	・72人	
5	“らぶらす”情報紙、HP等による、連携・協働に関する情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画センター情報紙「らぶらすぶらす」の発行 ・男女共同参画センターホームページ ・twitter ・facebook ・メルマガ 	・年4回	・年4回	・各2,500部発行 (内容:男女共同参画センター事業を中心とした区の取り組み)

6	区内大学との連携・協働の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・大学生のDV防止ファシリテーター養成講座 ・昭和女子大学インターシップ生の受入 ・「駒沢大学経済学部 10 周年記念シンポジウムへの参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・延 39 人 ・年 1 回 - 	<ul style="list-style-type: none"> ・延 22 人 ・年 1 回 ・年 1 回 	<ul style="list-style-type: none"> ・全 6 回
---	----------------	---	--	---	--

評価

災害対策課と連携することで、災害時における男女共同参画の視点の重要性を広く周知することができた。また、「せたがやNPO防災アクション」に参加することで、地域とのつながりを強化することができた。区内大学と連携することにより、地域に密着した課題解決、男女共同参画に関する意識啓発の推進を広く図ることができた。

今後の予定

継続して、NPO等、様々な関係機関と連携しながら、女性の視点を活かした防災講座を実施することで、地域に根ざした活動団体との連携を強める。

継続して、「大学生のDV防止ファシリテーター養成講座」「インターンシップの受入」を実施する他、様々な機会を通じ、区内大学との連携・協働を促進させる。

施策 区民の主体的な活動拠点としての充実

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28(2016)	H29(2017)	
1	NPO・グループ・団体等との連携・協働による男女共同参画講座等事業の充実 【再掲(課題1 施策)】				
2	困難な状況にある当事者のための居場所事業の充実 【再掲(課題11 施策 、課題12 施策)】				
3	共同作業場(コ・ワーキング・スペース)との連携 【再掲(課題3 施策)】				
4	主体的活動を行う女性やグループ・団体のネットワーク形成支援	<ul style="list-style-type: none"> ・女性起業家交流会 ・起業ミニメッセ内における出展者交流会 	<ul style="list-style-type: none"> - ・78人 	<ul style="list-style-type: none"> ・12人 ・78人 	<ul style="list-style-type: none"> ・年1回 ・年1回
5	“らぶらす”情報紙、HP等による、区民の主体的活動に関する情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画センター情報紙「らぶらすぶらす」の発行 ・男女共同参画センターホームページ ・twitter ・facebook ・メルマガ 	<ul style="list-style-type: none"> 年4回 	<ul style="list-style-type: none"> 年4回 	各2,500部発行 (内容:男女共同参画センター事業を中心とした区の取組み)

6	区民の主体的活動を支援 するための施設整備の充実 と柔軟な運営 【再掲(方策 1 施策)】				
---	---	--	--	--	--

評価

交流会を実施することで、グループ・団体のネットワーク形成に寄与し、女性のエンパワーメントに貢献した。

今後の予定

継続して、女性起業家交流会を実施する。

方策 2 区職員の男女共同参画推進

施策 区職員・教職員の男女平等意識の向上

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28 (2016)	H29 (2017)	
1	ハラスメントに関する基本方針に基づく取組み (人事課、職員厚生課)	職員相談担当窓口やハラスメント苦情・相談担当(課長級)窓口を設置	3件	4件	
2	区職員、区立学校教員への「職場のハラスメント」の防止に関わる研修の実施 (人事課、教育指導課)	職場のハラスメント防止研修を実施	65人	64人	
3	区職員の男女共同参画に関する調査の定期的実施 (人権・男女共同参画担当課)				5年に1度実施 (前は平成27年度(2015年度)に実施)
4	男女共同参画研修の実施 (人権・男女共同参画担当課)	講師 太田美恵子 (介護・暮らしジャーナリスト)	40人	45人	年1回
5	「ワーク・ライフ・バランス・デー」の啓発 (人権・男女共同参画担当課)	毎週水曜日の庁内放送で「ワーク・ライフ・バランス・デー」であることを呼びかけた。			
6	区立小・中学校内及び教育指導課にセクシュアルハラスメントに関わる相談窓口を設置 (教育指導課)	相談窓口の設置について周知を図った。			

評価

職員相談担当窓口の設置により、ハラスメントに関する問題の解決に向けた支援をすることができた。研修を通じてハラスメントに対しての正しい理解を深め、快適に働くことができる職場環境の確保、維持に寄与した。

ハラスメント苦情・相談担当の窓口を開設したことで、ハラスメントに対する意識が高まった。また、職員相談と連携して対応していくことも可能になった。

職員自身が介護の問題に直面したときの「心構え」や「仕事と介護の両立」のための働き方や考え方について学び、職員の資質向上を図ることができた。

毎週水曜日は定時退庁するよう呼びかけることで、区職員の仕事と生活の調和に寄与した。

区立小・中学校内及び教育指導課に設置したセクシュアルハラスメントに関わる相談窓口の設置について周知を図った。

今後の予定

職員にとって、より相談しやすい窓口体制の検討を進めていく。

継続してハラスメントの防止に取り組んでいく。

区職員を対象とした男女共同参画に関する調査について、平成 32 年度（2020 年度）実施に向け、平成 31 年度（2019 年度）に予算要求を行う。

継続して、全区職員を対象として男女共同参画研修を実施する。

引き続き、毎週水曜日を「ワーク・ライフ・バランス・デー」とし、ノー残業を呼びかける。

引き続き、区立小・中学校内及び教育指導課にセクシュアル・ハラスメントに関わる相談窓口を設置し、相談対応を行っていく。

施策 庁内の管理監督的立場への女性の登用

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28(2016)	H29(2017)	
1	すべての職員の能力が発揮できるよう、性別にこだわらず適材適所の配置を行う (人事課)	性別に関わらず適切な人事評価・人材配置を実施した。			
2	女性の管理監督職への任用状況を継続的に把握するとともに、昇任選考試験の受験勧奨等を行い、昇任意欲向上を図る (人事課)	<ul style="list-style-type: none"> 特定事業主行動計画における計画目標として、管理監督的立場における女性職員の割合を平成 32 年（2020 年）3 月までに 37%以上にするという目標値を設定 育児休業中の昇任選考受験を可能とした。 	<ul style="list-style-type: none"> 女性の管理監督職の割合：35.0% (部長級 25.0%、課長級 18.4%、係長級 37.8%) 	<ul style="list-style-type: none"> 女性の管理監督職の割合：34.4% (部長級 23.3%、課長級 21.4%、係長級 36.8%) 各昇任選考を合計 23 人が受験 	
3	女性の管理監督職への昇任に対する相談や経験談を聞くことができるキャリアアップセミナーの実施 (研修担当課、人事課、人権・男女共同参画担当課)	<ul style="list-style-type: none"> 仕事と介護の両立をテーマとして「男女共同参画」研修を実施 必修研修として、採用 4 年目職員を対象に「キャリアチャレンジ」研修を設けた。 	40 人		
4	男女共同参画研修の実施 【再掲(方策 2 施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				
5	区の外郭団体理事の男女比率調査 (人権・男女共同参画担当課)	<ul style="list-style-type: none"> 28 年度（2016 年度）まではプラン調整計画に基づき実施 30 年度（2018 年度）より第二次男女共同参画プランに基づき実施予定 	25.0% (役員総数 284 名うち女性 71 名)	未実施	

6	区職員の男女共同参画に関する調査の定期的実施 【再掲(方策2 施策)】 (人事課、教育指導課)				
---	--	--	--	--	--

評価

性別に関わらず、適切な人事評価・人材配置により、多様性のある組織を構築することで組織の活性化に寄与した。

特定事業主行動計画において目標を明確化するとともに、受験制度を見直し、女性職員の昇任意欲に応えることができた。

今後の予定

性別に関わらず適切な人事評価・人材配置を実施していく。

女性の管理監督職への任用状況を継続的に把握するとともに、昇任選考試験の受験勧奨等を行い、昇任意欲向上を図る。

女性の管理監督者的立場への登用という観点に限らず、「男女共同参画推進」に関する研修を、共催研修として実施していく。

女性の管理監督的立場の職員育成にむけたアプローチについて、平成30年度(2018年度)の研修の開催を検討している。

平成30年度(2018年度)は第二次男女共同参画プランに基づき区の外郭団体理事の男女比率調査を実施する。(平成29年度(2017年度)は実施なし)

施策 区職員の仕事と生活の両立支援

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28 (2016)	H29 (2017)	
1	妊娠中及び出産後の女性職員に対する休暇等支援制度の周知徹底及び職場における健康や安全への配慮 (人事課)	<ul style="list-style-type: none"> 早出遅出勤務を導入 超過勤務の制限(免除)を導入 	-	・44人	
2	育児や介護等に係る休暇制度等の取得促進 (人事課、職員厚生課)	<ul style="list-style-type: none"> 育児休業等の対象となる子の範囲を拡大 介護休暇の取得可能期間や回数を拡充 介護休暇等取得者への昇給抑制は行わない。 介護時間等取得者の勤勉手当の支給における算定基準を緩和 育児休業中の昇任選考試験を可能とした。 再任用短時間勤務職員等の育児休業制度の改正(育児休業をすることができる期 			・各昇任選考試計で23人が受験

		間の拡大・再度の育児休業等を行うことができる特別の事情の追加) ・育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務制度を導入	-	・56人取得	
3	男性職員の子育て目的の休暇の取得促進 (人事課、職員厚生課)	・育児休業等の対象となる子の範囲を拡大 ・育児休業等取得者の勤勉手当の支給における算定基準を緩和 ・特別職、管理職によるイクボス宣言を実施			・平成29年(2017年)7月
4	超過勤務の縮減及び年次有給休暇の取得促進 (職員厚生課)	・勤務時間の適正管理に係る文書を発出 ・働き方改革推進会議を発足し、新たな超過勤務ルールの試行を実施			・平成30年(2018年)1月
5	「ワーク・ライフ・バランス・デー」の啓発 【再掲(方策2施策)】 (人権・男女共同参画担当課)				

評価

早出遅出勤務等の導入により、職員のライフプランに合わせた柔軟で多様な働き方の促進に繋げることができた。

職員の休暇取得の促進に向けて制度面の拡充を図ることができた。

休暇制度等を随時検討整備し、育児や介護を必要とする職員の柔軟で多様な働き方に繋げることができた。管理監督者がイクボス宣言を行うことで、仕事と家庭を両立しやすい職場風土の醸成に寄与した。

勤務時間の適正管理に係る文書を発出や新たな超過勤務ルールの試行を実施により、職員の健康管理やワーク・ライフ・バランスの推進に寄与した。

今後の予定

職員の仕事と生活の両立を支援していく。

男性職員が子育て目的の休暇を取得しやすい職場風土の醸成を進める。

引き続き適切なタイミングで文書を発出し、勤務時間の適正管理に努める。

新たな超過勤務ルールの試行の検証及び本実施に向けた検討をする。

方策3 推進体制の整備・強化

施策 国や都との連携強化

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28 (2016)	H29 (2017)	
1	全国市長会、特別区長会で要望 (人権・男女共同参画担当課)	・全国市長会、特別区長会への要望の提出は行わなかった。 ・研修講師派遣等により東京ウィメンズプラザとの連携を図った。			

評価

全国市長会、特別区長会へは案件がなかったため、要望提出に至らなかった。東京ウィメンズプラザからの研修講師派遣については連携して事業を遂行することができた。

今後の予定

必要に応じて全国市長会、特別区長会等で男女共同参画社会の実現に向けた要望や国や都へ提案する。また、それ以外でも連携できることを模索し、実行する。

施策 男女共同参画に関わるNPOの育成

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28 (2016)	H29 (2017)	
1	NPOとの協働事業の推進 (市民活動・生涯現役推進課)	庁内におけるNPO等市民活動団体との連携や協力、事業委託等の「協働実態調査」を実施し、NPO等市民活動団体との協働の推進について共有を図った。	337件	468件	
2	「せたがや市民活動勉強会」の開催 (市民活動・生涯現役推進課)	中間支援組織の支援力向上を主な目的とした学習会を実施した。			年1回
3	子ども基金による子ども・子育て支援団体の活動への支援 【再掲(課題5 施策)】 (子ども家庭課)				

評価

「協働実態調査」について、H28年度(2016年度)の実績(337件)より伸び、庁内における協働への理解が深まり、NPO等市民活動団体との協働が進められた。

支援力向上に向けた勉強会として、市民活動における先進事例を視察することで、中間支援組織としての支援力向上を図ることができた。

今後の予定

各事業を継続して実施する。

施策 NPO等との連携・協働の推進

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28(2016)	H29(2017)	
1	地域保健福祉等推進基金によるNPOへの支援 (市民活動・生涯現役推進課)	区民・事業者・行政が連携・協力しながら、区民生活の向上や豊かな地域社会の実現を目的に、市民活動の促進を図るため、世田谷地域保健福祉等推進基金を活用し「市民活動支援事業」を実施した。	6事業 (行政提案型1件、市民提案型5件)	7事業 (行政提案型1件、市民提案型6件)	
2	NPOと区の連携・協力の拡大 (市民活動・生涯現役推進課)	庁内におけるNPO等市民活動団体との連携や協力、事業委託等の「協働実態調査」を実施し、NPO等市民活動団体との協働の推進について共有を図った。	337件	468件	

評価

行政及びNPO等市民活動団体からの事業提案による協働事業を実施し、地域課題解決に向けた行政とNPOとの協働による取組みを進めることができた。

今後の予定

「市民活動支援事業」を継続して実施する。

施策 フォローアップ体制整備の検討

実績

	項目	内容	数値等		備考
			H28 (2016)	H29 (2017)	
1	外部委員による評価委員会の検討 (人権・男女共同参画担当課)	「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」により設置する審議会において、行動計画のフォローアップを行う。			平成30年度 (2018年度) より実施

評価

未実施のため、評価なし。

今後の予定

平成30年度(2018年度)より新設された「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」において、第二次男女共同参画プランの進捗状況について報告し、意見をいただく。

平成 29 年度（2017 年度）
世田谷区第二次男女共同参画プラン取組み状況報告書

平成 31 年（2019 年）3 月発行

世田谷区生活文化部

人権・男女共同参画担当課

〒154 8504

東京都世田谷区世田谷 4 21 27

電話 03 5432 2259

FAX 03 5432 3005